

官報

号外 昭和三十六年三月一日

○第三十八回 参議院 會議 録 第十号

昭和三十六年三月一日(水曜日)
午前十時五十分開議

議事日程 第九号

昭和三十六年三月一日
午前十時開議

- 第一 人事官の任命に関する件
- 第二 農業基本法案(閣法第四四号)及び農業基本法案(衆第二号)(趣旨説明)
- 第三 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、裁判官訴訟委員の選任の件
- 一、裁判官訴訟委員の選任の件
- 一、日程第一 人事官の任命に関する件

- 一、日程第二 農業基本法案(閣法第四四号)及び農業基本法案(衆第二号)(趣旨説明)
- 一、日程第三 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

○議長(松野平吉) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二月二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 法務委員 井川 伊平君
- 同 野上 進君
- 同 野田 俊作君
- 同 原島 宏治君

昭和三十六年三月一日 参議院會議録第十号 議長の報告

- 文教委員 西田 隆男君
- 農林水産委員 北條 鶴八君
- 運輸委員 江藤 智君
- 建設委員 安井 謙君
- 予算委員 平井 太郎君
- 決算委員 北條 鶴八君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)

- 青田源太郎君
- 江藤 智君
- 安井 謙君
- 北條 鶴八君
- 平井 太郎君
- 原島 宏治君
- 野上 進君
- 野田 俊作君
- 西田 隆男君
- 小川 芳平君
- 岸田 幸雄君
- 古池 信三君
- 同日内閣から左の議案が提出された。
- よって議長は即日これを委員会に付託した。
- 航空業務に関する日本国とドイツ聯邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とドイツ聯邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

昭和三十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和三十四年度物品増減及び現在額総計算書

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を商工委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため左の議案を送付された。

物品税法等の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

雇用促進事業団法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

魚飼安定基金法案
漁業生産調整組合法案
農林水産委員会に付託

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
機械類賦税信用保険臨時措置法案
農工委員会に付託

郵便為替法の一部を改正する法律案
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を商工委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

消防庁総務課長 山本 弘君

農林大臣官 大沢 融君

房審議官 若狭 得治君

運輸省海運局長 廣瀬 真一君

運輸省鉄道監督 高田 賢造君

局固有鉄道部長 柴田 榮君

建設大臣官 房参事官

労働政務次官 柴田 榮君

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省

鉄道監督局固有鉄道部長廣瀬真一君

(前掲議長承認)を第三十八回国会政府

委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二月二十五日議長において、左の

常任委員の辞任を許可した。

法務委員 安井 謙君

文教委員(国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの)

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 井川 伊平君

文教委員(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)

同日議長は内閣から予備審査のため送付された。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

母子福祉資金の貸付等に関する法律案

社会労働委員会に付託

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付した。

昭和三十六年三月一日 参議院會議第十号 議長の報告 會議 裁判官訴追委員の選任

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

郵便法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

機械類賦税信用保険特別会計法案

大蔵委員会に付託

国民健康保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

港灣法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、労働政務次官柴田榮君外四名(去る二月二十四日議長承認)を第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二月二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 藤原 道子君
大蔵委員 北條 鶴八君
社会労働委員 江田 三郎君
農林水産委員 原島 宏治君

商工委員(国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの)

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 江田 三郎君
大蔵委員 原島 宏治君
社会労働委員 藤原 道子君
農林水産委員 北條 鶴八君

商工委員(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 平島 敏夫君(平島敏夫君の補欠)

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

去る二月二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 向井 長年君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議院運営委員 村尾 重雄君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

法務委員 井川 伊平君(井川伊平君の補欠)

商工委員 古池 信三君(古池信三君の補欠)

同日議長から左の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

会社更生法の一部を改正する法律案(向井長年君外三名発議)

小規模事業者に対する金融特別措置法案(向井長年君外三名発議)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(向井長年君外三名発議)

官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案(向井長年君外三名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

自治省設置法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国民年金特別会計法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

法務省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案

文教委員会に付託

児童福祉法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

果樹農業振興特別措置法案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案

運輸委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

石炭鉱業安定法案(勝間田清一君外二十八名提出)

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省主計 船後 正道君

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省主計局給与課長船後正道君を第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

平林剛君から裁判官訴追委員を辞任いたしたいとの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

議長(松野鶴平君) つきましては、この際、日程に追加して、裁判官訴追委員の選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よって議長は、裁判官訴訟委員に格
繁夫君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、人事
官の任命に関する件を議題といたしま
す。

内閣から、国家公務員法第五条第一
項の規定により、神田五雄君、中御門
経民君を人事官に任命することに付
て、本院の同意を求めて参りました。
本件に同意することに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よって本件は全会一致をもって
同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、農業
基本法案(閣法第四号)及び農業基本
法案(衆第二号)(趣旨説明)。

両案について、国会法第五十六条の
二の規定により、提出者から順次趣旨
説明を求めます。周東農林大臣。

〔國務大臣周東英雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(周東英雄君) 農業基本法
案につきまして、その趣旨を御説明申
上げます。

申し上げるまでもなく、わが国の農
業は、過去幾世代にわたって、国民食
糧その他の農産物の供給、資源の有効
利用、国土の保全、国内市場の拡大
等、国民経済の発展と国民生活の安定
に寄与して参りました。また、農業従
事者は、この農業にない手として多
くの困苦に耐えながらその務めを果た
し、国家社会の重要な形成者として、他
の産業従事者とともに、国民の勤勉な

能力と創造的精神の源泉たる使命を全
うしてきたのであります。

しかるに、わが国経済の発展の過程
において、農業は、自然的・経済的・社
会的制約のため、他産業と比較いたし
ますと、生産性において著しい格差
を生じております。また、近

時、産業経済の著しい発展に伴って、
農業従事者その他産業従事者との間に
いて生活水準の格差が拡大してきてお
ります。他方、国民生活の向上とも
に、農産物に対する需要にも変化が生
じ、澱粉質食糧の消費よりも、蛋白質
防質食糧等の消費が増大する傾向が現
われてきたことや、農業から他産業へ
の労働力移動の現象が見られ、農業従
業人口が減少し始めてきたことなど、
農業と農業を取り巻く条件の変化はま
ことに著しいものがあります。このよ
うに、いわば農業が曲がりかどに來て
いるという事情を背景にして、産業経
済の重要な一部門として、農業も国民
経済の成長発展に即応して他産業にお
くれをとらないように生産性を向上し
得るようになるとともに、農業従事者
も他産業従事者と均衡する生活を営み
得るようになることが強く要請されて
おります。

それゆえ、農業及び農業を取り巻く
条件の変化と農業ないし農業従事者の
あり方を考え、その調和をはかつて、
この際、農業の向かうべき新たな道を
明らかにし、農業に関する政策の目標
を示し、これに基づいて諸般の施策を
進めて参りますことは、農業及び農業
従事者の重要な使命にたえたと同時に
に、公共の福祉を念願する国民の期待
にこたえるゆえんであると考えるもの

であります。これが基本法案を提出いた
しました趣旨でございます。

次に、法案の主要点につきまして御
説明をいたします。

まず前文におきましては、以上申し
述べましたような趣旨を明らかにして
おるのでございします。

第一章総則におきましては、
第一に、国の農業に関する政策の目
標は、農業の自然的・経済的・社会的
制約による不利を補正し、他産業との
生産性の格差が是正されるように農業
の生産性が向上すること、及び農業従
事者が所得を増大して他産業従事者と
均衡する生活を営み得るようにならな
いことを旨とする、農業の発展と農業従
事者の地位の向上をはかることにある
ものとしたしております。

第二に、この目標を達成するため、
国は、農業政策のみならず、政策全般
にわたって必要な施策を総合的に講じ
なければならぬこととしたしております
ますが、その際、重点的に配慮すべ
き方向としたしまして、(1)農業生産の
選択的拡大、(2)農業生産性の向上と農
業総生産の増大、(3)農業構造の改善
(4)農産物の流通の合理化、加工の増進
及び需要の増進、(5)農産物の価格の安
定及び農業所得の確保、(6)農業資材の
生産及び流通の合理化並びに価格の安
定、(7)近代的な農業経営の担当者たる
にふさわしい者の養成及び確保と、農
業従事者及びその家族がその希望と能
力に従って適当な職業に就き得るよう
にする、(8)農村の環境整備等によ
る農業従事者の福祉の向上の八項目を
明らかにしております。これとともに
に、これらについての施策が一体的で
なく、地域的に自然的・経済的・社会

的諸条件を十分考慮して行なわれるべ
きものとしております。

第三に、政府は、諸施策を実施する
ため必要な法制上、財政上の措置を講
じ、また、農業従事者が必要とする資金
の適正円滑な融通をはからなければなら
ないこととしたしております。な
お、施策を講ずるにあたっては、農業
従事者等の自主的な努力を助長するこ
とを旨とするものであることを明らかに
してあります。

第四に、政府は、毎年、国会に農業
の生産性及び農業従事者の生活水準の
動向とこれらについての政府の所見を
含む農業の動向に関する年次報告を提
出し、また、この報告にかかる動向を
考慮して講じようとする施策を明らか
にした文書を提出しなければならぬ
こととしたしております。

以上が総則のおもなる内容でござい
ますが、第二章ないし第四章におきま
しては、農業生産、農産物の価格及び
流通、農業構造の改善等に関し必要な
施策の方針をそれぞれ明らかにするこ
とにいたしております。

すなわち、農業生産に関する第二章
におきましては、農産物の需要及び生
産の長期見通しを立てて公表すること
と、農業生産の選択的拡大、農業生産
性の向上及び農業総生産の増大をはか
るため、右の長期見通しを参照して生
産に関する施策を講ずること、農業災
害に関する必要な施策を講ずること
について、それぞれその方針を明らかに
してあります。

重要な一環として、その価格の安定を
はかるため必要な施策を講ずることと
し、さらに価格安定の施策の実施の結
果を総合的に検討して、施策の万全を
期していくこととしたほか、農産物の
流通の合理化等についての施策、輸入
農産物との関係の調整、農産物の輸出
の振興について必要な施策を講ずるこ
ととしておるのであります。

農業構造の改善等に関する第四章に
おきましては、家族農業経営の健全な
発展、協会の助長、兼業農家の安定な
どに重点を置いております。まず、わ
が国農業のなない手としての家族農業
経営の近代化をはかつて、その健全な
発展をはかることと、できるだけ多
くの家族農業経営が自立経営になり得
るようになり育成するため必要な施策を講
じ、また、協業を助長して、家族農業
経営の発展、農業の生産性の向上、農
業所得の確保等に資するため、農業協
同組合組織のほか、新たに農業生産法
人の道を開くなどの施策を講ずること
によって、家族農業経営とその協業組
織が相並び相補いながら農業経営の近
代化に資するようになりたいと存じてお
ります。そのため、農地についての権
利の設定または移転の円滑化のため、
農業協同組合が農地の信託を引き受け
ることができるようになり、また、近代
的な農業経営の担当者たるにふさわし
い者の養成確保等のため、教育、研
究、普及の事業の充実をはかることと
してあります。さらに、わが国農業経
営の過半は、いわゆる兼業によつて家
計を維持安定させている実態にかんが
みまして、その家計の一その安定に
資するとともに、農業従事者及びその
家族がその希望と能力に従って適当な

昭和三十六年三月一日 参議院會議録第十号 農業基本法案(閣法第四号)及び農業基本法案(衆第一号)(趣旨説明)

職業につき得るよう、就業機会の増大その他の施策を講ずることとしたており。また、農業構造の改善は、土地条件等の整備を基盤として、農地保有の合理化、農業経営の近代化等を総合的に進めて初めて実効を期し得ることも多いと思われ、そのため必要な施策を講ずることとしたてております。

次に、第五章におきましては、農業行政に関する組織の整備及び運営の改善と農業団体の整備についての方針を述べております。

最後に、第六章におきましては、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応じこの法律の施行に関する重要事項を調査審議するための機関として、総理府に農政審議会を設置することとし、その組織等について必要な規定を定めております。

農業基本法案の内容はおおむね以上の通りでございます。この法律は、今後の農業の向かうべき道、農業従事者の進むべき目標を示すにありますが、これに基づき具体的な施策は、基本法案の趣旨により、今後にわたって、法制上、予算上等の措置をとる覚悟でございます。とりあえず三十六年度につきましては、予算案にすでにその趣旨を取り入れておりますが、また、関係法律案につきましては、当面措置すべきものについてすみやかに提案いたしたい所存であります。

以上をもちまして農業基本法案の趣旨説明といたす次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 衆議院議員北山愛郎君。

○衆議院議員(北山愛郎君) 私は提案者を代表して、社会党の農業基本法案について、その提案の趣旨と内容の概要を説明いたしたいと存じます。

わが党が農業基本法案の検討を始めたのは昭和三十三年の初めでありまして、以来数回にわたって草案の要綱を公表し、各方面の意見を聞き、検討を重ねて、いよいよこの国会に提案の運びに至ったのであります。今日農業の行き詰まりと農政転換を求め、農村に巻き起こっているときに、勤労大衆の利益を代表する政党として、農民の正しい政治的目標を明らかにし、農業基本法案の内容を天下に示すことが、社会党としての大きな責任と考えるものであります。(拍手)

わが党の農業基本法案に次いで政府の基本法案が提案されました。政府案は農民の求める基本法ではなく、農業を資本主義経済の競争の中に組み入れ、独占資本中心の経済成長計画に農業及び農民を従属せしめようとするものであります。われわれの基本法は、農民の立場に立つて、その生活を守り、強力な農業発展政策を行なわんとするものであります。両者の相違はきわめて明らかであります。この二つの農業基本法のいずれが真に農民のためのものであるか、いずれの農業政策が民主的な明るい社会を築くことができるかについて、十分の御審議を期待するとともに、国民各位の御検討を切望するものであります。

われわれが農業の基本問題を考えるときに忘れてならないことは、神武以来の長い農民抑圧の歴史であります。奴隸時代、荘園時代、封建の時代を通じて、時代の支配者によって農民は常にその生産の大部分をばらばらに奪取されて参りました。徳川家康が「百姓とゴマ油は、しほればしほるほどしほれるものなり」と言った言葉の通りには搾取され続けたのであります。明治維新は百姓を封建制の束縛から一応解放しましたが、再び地主制度の高い小作料に苦しめられ、明治政府は、広い山林原野を、御料林、国有林として農民を締め出し、高地租を取り立て、これを殖産興業の名のもとに近代資本主義育成の資金に利用したことは、御承知の通りであります。社会党の基本法の前文に指摘する通り、今日の農業投資の不足、生産条件の立ちおくれ、農地の狭さ、農村生活の近代化の遅れなどの原因は、農民の責任ではなくして、この長い農民抑圧の歴史であると言わなければなりません。(拍手)国は農民に対して大きな歴史的負債を負っているといつても過言ではないと信ずるものであります。わが党の基本法案の前文の中に、「以上に述べた歴史的現実にかんがみ、農業発展の支障となる自然的・社会的・経済的諸原因を除去し、農民の所得と生活を豊かにし、都市と農村の文化的格差を解消することは、国の政治の最も重大な責務である」と述べているのは、この趣旨によるのであります。政府の基本法の前文には、農民がこの長い歴史の試練の中で困苦にたえ、国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉としての務めを果たしてきたことをほめたたえ、この使命が「今後にお

いても変わることなく持ち続けると確信する」としてあるけれども、これは、農民が再び資本主義経済の中で、安い労働力、安い農産物の供給者としての使命を要することなく持ち続けることを期待するにひとしい考え方でありまして、われわれの容認することのできない言葉であります。

次に、われわれの農業基本法の目標の一つは、農業を、資本主義経済特に独占資本の圧迫から守ることであり、歴史的事実により、また自然的な制約を受けて、不利な条件のもとに置かれていたわが国農業及び農民が、弱肉強食の資本主義自由経済の中で競争に打ち勝つことができないのはむしろ当然であります。戦前の独占資本の地位が戦後復活強化されるに従って、農業は次第に、生産、価格、流通の面で経済上の圧迫が加わってきたのであります。売るのは安く、買うものは高いという、流通のはさま打ちにあつて、他産業との格差、他産業従事者との所得と生活の不均衡が広がってきているのであります。その上、保守政権の大資本、大企業擁護の政策は、この傾向をますますはたはたしくしているものであります。民間企業の設備投資が三兆円にも及ぶといわれるときに、農業投資はわずかに二千億円にすぎません。農民の郵便貯金、簡易保険の掛金、農林中金の預金など数千億円の資金が、安い金利で大企業に利用されているのに、農民自身は一分二分以上の高利の農協資金すら十分に借りることができないのが実情であります。政府の財政投資の原資の大部分は、大衆の貯金であるのに、開発銀行には四百七十億、輸出入銀行には五百七

十億、電源開発会社には四百十億円といふのに、農林漁業にはわずかに四百五十億しか配分されるにすぎないものであります。このような勤労者にきわめて不利な政治経済の仕組みの中で、独占資本の黒い手が農民の首を絞めてくれているのであります。従つて、今日、農業と他産業との格差を是正する正しい政策は、独占資本の圧迫から農民を守り、国の大きな保護と管理の中で、農業の経営、構造、流通組織を改革して、これを近代化することであり、ばならないと思つております。政府の農業基本法は、逆に、農民の自由な意思と自主的な努力を尊重すると称して、保護政策を後退させ、農業を自由競争にさらし、農村の階層分化、小農の脱落を推進する、池田総理の農家人口削減の具体化として現われているのであります。われわれは、この反農民的政策案に対し全く異なる立場に立ち、国の責任において、農業の発展と農民所得の向上を積極的かつ計画的に行なわんとするものであります。

以下、わが党の農業基本法の内容について主要な点を御説明いたします。われわれの基本法の目的は、農業の生産力を飛躍的に拡充し、農産物の自給度を高め、農民の所得及び生活水準を他産業のそれと同一水準になるように向上させようとするものであります。が、それには、まず第一に必要なことは農用地の拡張であります。農用地をふやさずして、零細経営の改善もあるいは畜産、果樹の振興も不可能であるということは申すまでもありません。政府の農業基本法案では、ほとんど農地の拡大には触れず、所得増進計画において、十年後、昭和四十五年の農

用地も相かわらず六百万ヘクタールにすぎないのであります。わが国の農地の全国土面積との比率はわずかに一九％で、イギリスの八一％、フランスの六二・七、イタリアの六九・四、インドは五一・五及び山国であるスイスですら五・二％であるのに引き比べて、農用地の利用率はきわめて低いのであります。わが国は、当面、畑と草地を三百万ヘクタール拡大しようとするものであり、これによって農用地の率は三〇％に達するのであります。本法第四十章に土地利用の高度化の章を設け、「国土は国民に与えられた天然の資源として、何人もこれを公共の利益に合致するより最高度利用しななければならない」との原則のもとに、国土調査を推進し、土地利用計画と利用区分を定め、農用地に転換すべき土地については、国有地はこれを払い下げまたは貸付により、民有地は買取または利用権設定によって、農民またはその共同体に活用せよとするものであります。わが国の国土調査がおくられており、特に山林原野の実測が行なわれていないことは、農林大臣御承知の通りであります。国土が狭いといながら、測量もせず、利用計画も立たないままに、耕地がつかれ、演習地やゴルフ場が広がっていくのは、断じて黙視し得ないところであります。(拍手)

土地利用計画については、あわせて水の利用をも考慮し、国土の調査利用には林業との調整に留意し、別に森林政策を樹立する考えであります。この大規模な農地開発には、特に自衛隊を改編して、平和国土建設隊を中核として、急速に国土改造を行なわんとするものであり、演習場やゴルフ場に貴重

な土地をつぶし、有為な青年に危険な人殺しの練習をさせることをやめて、国土の平和建設事業を推進し進めようとする社会政策の政策を、あらためて御認識願いたいと思つております。

さらに土地所有形態については、これを耕作する者が所有するという原則を貫き、土地所有と農業労働の分離を排除することといたしております。耕作者の所有も、個人が持つ場合と共同で持つ場合とありますが、農民自身の自主的な意思によって、農地に関する権利を共同で保有するより、漸進的にこれを指導する方針をとるものであります。社会政策は、農地の地主的所有や資本家の所有は排除しますが、意味のない土地国有を考へていないといふことは、現在の国有地についても、農地に転換すべきものについては、これを農民に売り渡すまたは貸し付けの方針をとっていることにも明らかであると存じます。

次に経営形態について、経営規模の拡大、零細経営の解決は、基本的には共同化、共同経営によるものとし、農民の農業生産組合を育成しようとするものであります。いままでもなく、われわれは、急激に、また強制的に共同化を進めようとするものではありません。経営の全部または一部の共同化を認め、共同施設や共同作業など、共同組織の奨励と並行しながら、次第に共同化の方向に進めようとするものであります。政府案のように、それが一町五反や二町程度の家族経営では、近代化、機械化を合理的に行ない、生産力を高めることは望みがたいのは明らかであります。また、一方には家族単位の自立経営を育成しつつ、他方、協業

化を進めることは矛盾であり、比較的大きな農家への農地の移動によって、共同化よりも零細農の脱落が先行し、結局小農首切り政策となる危険があるのであります。われわれは、共同化が真に農民に利益をもたらすことを保証するため、別に、農業生産組合法案、農業経営近代化法案を作成し、共同化のための経営、技術指導、各種の助成措置、低利資金の融資、機械の貸与、税法上の特典などの措置をとるとともに、共同化に伴う農用地の造成、土地改良、農地の集約化事業について、全額国庫負担とするなどの措置をとろうとするものであります。また経営の近代化、共同化を進めるため、各都道府県内に地区に農業サービス・センターを置き、また都道府県の中央部に国営の農業機械ステーションを置いて、ヘリコプターなどを整備し、大型農業機械の補給、修理、教育講習の基地たらしめようとするものであります。問題のロッキード戦闘機二千台を割れば、各府県ごとに十台ずつのヘリコプターを装備し、災害救援、病虫害防除、さらには肥料や種を空から降らすことも決して夢ではないと思つております。(拍手)

次に、価格、流通、加工については、第六章、第七章に定める原則に基づき、第一に現在の食糧管理制度を維持改善し、主要農畜産物については、生産費及び所得補償方式のもとに、価格支持政策をとることを明記いたしております。特に、農産物の需要拡大のため、その最大の消費者である勤労者の賃金所得を向上し、食糧の消費構造を高め、国内の需要増大をはかることを強調いたしておりますのであります。

す。資本家がどんなに金がかかっても、一人で牛乳を一石も二石も飲み、くだものを百個も二百個も食べるものではありません。勤労者の購買力の上昇によってこそ、牛乳、肉、野菜、くだものの消費がふえるのであります。この点、農民は労働者の賃上げ闘争の被害者ではなくして、受益者であると言わざるを得ないのであります。また、農産物の生産出荷の計画化を指導し、農協などの共販事業を強化し、公営卸売市場の整備など、流通面の合理化をはかりたいのであります。

同時に、農産物の輸入を抑制し、自給度を高める措置をとり、また、農産物の輸出、海外市場の開拓などにも努力することといたしております。畜産農業、果樹農業、園芸農業の振興に伴い、加工事業の重要性は増大して参りますが、これをなるべく農民の手で行なわせるため、別に農産物加工振興法により、農協またはその出資による農産公社を設置し、特に、農畜産物の簡易加工と農村消費への還元などを勧め、あわせて農村生活改善に資し、また、農民が単なる原料生産者として他の資本からの圧迫を受けないような措置を検討いたしておりますのであります。そして、農協の共販体制の強化や、農民と他の資本による加工企業と農協の団体交渉など、農民の地位と権利を高めることを考慮いたしておりますのであります。

次に、畑地草地農業の振興と、畜産、果樹、園芸農業の発展をはかることは当然のこととありますが、その中心は酪農であり、われわれは、米と並んで牛乳が農産物の新しい柱となるように、酪農経営の安定をはかるために、昨年の総選挙前、故浅沼委員長が発表した牛乳法案を準備し、牛乳の生産と消費の拡大をはかり、国民一人牛乳三合を実現せんとするものであります。牛乳法案の中で、われわれは、乳牛の導入増殖、草地の拡大、消費の増大などを規定し、特に牛乳の生産者価格については、酪農家の生産費と所得を補償するため、必要により国の補給金を支給するなど、思い切った措置によって、米を作っても、また牛乳をしほつても、農業経営が安定することを

目途としておるのであります。今日、農民の間に、米麦の将来に不安が横たわり、食管の運営にも困難が予想される今日、酪農を新しい柱とする強力な施策こそ急がなくてはならないと信ずるものであります。その他、第八章には、災害防除、災害復旧についての国の責任を明らかにし、災害による損失補償については、これが完全に補償されるよう十分な措置をとることを定めておるのであります。また、第九章においては、農民の権利と地位の向上には、農民組合、その他農民の自主的組織を育成することと同時に、農産物の価格決定に参加する権利を認めております。

昭和三十六年三月一日 参議院會議録第十号 農業基本法案(案第四号)及び農業基本法案(案第二号)(趣旨説明)

二二八

特に社会党の基本法第十章において強調しているのは、農村の生活文化の向上であり、都市と農村の文化的格差の解消であり、農村の衣食住等の生活改善、おくれに農村住宅の改造と部落生活集約化を推進し、交通、通信、電気、水道、文教、保健、社会保障の諸施設を整備するため、別に農村生活近代化法という立法措置を準備中であり、農村の近代化的住宅様式、草ぶき屋根などの解消、不良老朽住宅の改造などは、政治の旨点ともいふべき問題であり、都市の住宅政策は、あつても農村住宅政策はなかつた。この欠陥はすみやかに改めなければならぬ。また、農業従事者の六割は婦人であり、婦人はさらに、重い家事、育児の仕事を担当し、農村の婦人労働は、はなはだしく過重であります。その軽減と婦人の地位の向上については特に強調しているのであります。

以上申し述べた、農業の生産、需給、流通、価格、経営の改革は、いずれも国の責任と長期の農業計画に基づき実行する必要がありますので、第二章、第三章において、政府は、長期の農業計画並びにその年次計画を国会に提出し、その承認を受けるものとし、また、計画に必要な予算、金融措置を義務づけて、その計画の実行を確保することとしたのであります。また、農業計画の作成、必要な諮問、建議を行なう機関として農政審議会を置き、特に農民の代表をこれに参加せしめるよう措置いたしております。

以上が社会党の農業基本法案の概要であります。これに盛り込まれたものは、言ひまでもなく、政策の基本原則であり、目標であります。われわれは、この抽象的表現の中にも、できるだけ具体的な言葉を避けて、そのものずばりの表現をとつておりますが、その個々の原則をさらに具体化するため、主要な関連法案をすみやかに国会に提案したいと考えておりますので、その点もあわせて御審議を願うものであります。

最後に申し上げたいことは、いずれの国、いずれの時代を問わず、人類社会をささへ、生存を保障し、社会の進歩を推進するものは、物を作り、物を運び、人と物とを育てる生産労働であるということであり、この生産労働の働かない手である農民と労働者の働きなくして、この世の中は一日として存在できないことは明々白々たる事実であります。(拍手)われわれの毎日の食事、からだにつけていく衣服、住んでいる建物、人と物とを運ぶ車、みな労働の成果であることを忘れてはなりません。われわれの農業基本法は、この農民の役割を正しく評価し、これを尊重し、その社会的地位を高め、特に都市と農村の差別を解消せようとする理念に導かれていましてあります。今や、アメリカ経済の不況、ドル防衛措置などの影響によつて、日本の輸出は停滞し、国際収支の悪化のきざしが見え、池田内閣の所得増進計画の前途、案を許さざるものがあります。

政府の農業基本法案は、第二次、第三次産業の発展を中心とする経済高度成長計画を前提とし、これに依存し、農業を他産業に従属せしめようとしているものであります。これらの内外の経済動向が微妙な変化を見せようとするとき、政府の農業基本法は、農民にとつてまことに危険なものであると言わなければなりません。われわれは、日本農業自体の発展の可能性を確信し、農民の生活と地位を高める政治が、国の歴史的責任であると同時に、平和な民主主義社会を建設するゆえんであるということを深く考え、全農民とともに、社会党の農業基本法の成立を強く期待し、私の趣旨説明を終わるものであります。(拍手)

○議長(松野平吉) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございまして、順次発言を許します。田中啓一君。

「田中啓一君登壇、拍手」
○田中啓一君 私は自由民主党を代表しまして、ただいまの農業基本法案に關し若干の質問をいたしたいと存じます。今日は、政府提案の農業基本法、また社会党提案の農業基本法と二つの法律案が同時に議題となつておるわけですが、今両方の提案者からそれぞれ立法の趣旨をつぶさに拝聴いたしまして感を得たいと存じます。まことに事ここに至るまで両方とも長い間の準備をなされ、御苦心のほどなみなみでなかつたであらうといふこと、並びにまた、これを御提出になるには非常に論議の多いことと存じます。相対の勇氣を要したことであり、かように考えまして、両者に対して、質問に先だち深き敬意を表したいと思ひます。

本法、政府提案の農業基本法を拝見いたしますと、各条文中にわたりまして、国は何々のことをせねばならぬ、政府は何々、あるいは農林大臣は何々といふように書いてございまして、国会も本法実施の責任を負ふのみならず、「政府は」と書いてあるところを見ますと、各省大臣がそれぞれ責任を負ふものであることがわかります。また、これらの各省のなすところが総合的に行なわれ、よき成績をあげるように配慮せねばならぬ面が随所に規定されておるものであります。各省行政統制の責任を持つておられます総理大臣の活動力に期待すること、本法のときはまことにまれであると思ひますが、そこで私は、何をいいたしたいと存じます。

本法は、第一条に、農業に關する政策の目標とするところを掲げ、第二条には、その目標を達成するに必要な施策の大綱を八項目に分けて書いてあるものでございまして、そのどこにも、食糧及び工業原料農産物の自給度の向上という言葉は使つてありません。しかも、このことは、これまで国民、ことにまた農業団体あたりからは強く要望されたことでもございまして、また社会党提案の基本法第一条には、「農業生産力を飛躍的に拡充して農畜産物の自給度を高め、国民経済の発展に寄与せしめる」という字句が入つてゐるのでございまして、まことに、わが国のごとく製造工業の原料資源が乏しく、しかも高度の科学技術と勤勉多数の国民を擁してゐる国におきましては、国際経済の中で国民経済を成長せしめ、民族が生き抜いていくために、工業原料を輸入すれば、その加工業者としてなるべく多くの者が、まあ俗に言へば飯が食えるような種類のものがよろしくて、食糧のごとくすぐ消費してしまふ種類のものは輸入しないで済めば、それにこしたことはないと思はれるのでございまして。今でも、小麦とか大豆、砂糖等、数百万トン、数億ドルの輸入があります。もしこれが国内で自給できるものならば、どのように急速に工業が成長いたしまして原料輸入が増加いたしましても、大へん国際収支は楽になるわけではございません。農産物の自給度の向上ということが国民経済発展に寄与するといふ意味は、このようなことであらうかと私は思ふのであります。このような使命を農業が持つておる、こういうことは、私は、政府基本法前文の冒頭に農業の使命といふべきものを掲げられたところに十分含まれてゐるものであると思ふのでございまして、これについての総理の御所見は、いかがでございませうか。お伺いしたいと存じます。

それにつけても、食糧や原料農産物の自給がよろしいとは言つても、国際経済の中にある国民経済でありますから、外国に比べてあまり高い食糧や原料をいつまでも使わせておくわけには参りませんから、この法律では、農業生産性の向上が中心の課題として取り上げられ、さらに究極するところ、農業構造の改善と取り組むことになつてゐるのでございまして。そうして、これはだれが考えても非常な難問であります。政府と社会党の出しました二つの基本法は、私はただいまの御提案の言葉を何つておられますと大へん違つてゐるやうに聞かれました。私にせんけれども、私は、この構造政策のところを除きましては、ほぼ大同小異でないかと思ひます。ただ、この難問の構造政策のところは、

費してしまふ種類のものは輸入しないで済めば、それにこしたことはないと思はれるのでございまして。今でも、小麦とか大豆、砂糖等、数百万トン、数億ドルの輸入があります。もしこれが国内で自給できるものならば、どのように急速に工業が成長いたしまして原料輸入が増加いたしましても、大へん国際収支は楽になるわけではございません。農産物の自給度の向上ということが国民経済発展に寄与するといふ意味は、このようなことであらうかと私は思ふのであります。このような使命を農業が持つておる、こういうことは、私は、政府基本法前文の冒頭に農業の使命といふべきものを掲げられたところに十分含まれてゐるものであると思ふのでございまして、これについての総理の御所見は、いかがでございませうか。お伺いしたいと存じます。

それにつけても、食糧や原料農産物の自給がよろしいとは言つても、国際経済の中にある国民経済でありますから、外国に比べてあまり高い食糧や原料をいつまでも使わせておくわけには参りませんから、この法律では、農業生産性の向上が中心の課題として取り上げられ、さらに究極するところ、農業構造の改善と取り組むことになつてゐるのでございまして。そうして、これはだれが考えても非常な難問であります。政府と社会党の出しました二つの基本法は、私はただいまの御提案の言葉を何つておられますと大へん違つてゐるやうに聞かれました。私にせんけれども、私は、この構造政策のところを除きましては、ほぼ大同小異でないかと思ひます。ただ、この難問の構造政策のところは、

とに開発に關することは、ほとんどこの法律にもないし、政府の意欲も表われておりぬと、かういふお話でございしましたが、何もこれは、この法律を待つて始まることではなくて、これまでも実は政府は鋭意やつておられたとでございします。しかし、農産物の運搬の拡大、かういふような問題が起きて、これはほぼ今日需給の均衡状態になつたのではなからうか。従つて、これ以上水田の改良や造成に公共投資の金を投ずべきでないといふような意見も始めまして、せつかくの農業基盤整備並びに開発に關して、どうも、政府部内、中には農林省内部まで思想

の統計を少し欠いているものなりな
か、三十六年度の予算編成にあたります
しても、だいぶんいろいろそれを論じ
て、ひまがかかった。こういうよう
次第でございしますが、もう農業
生産といふものの今後の増大、この法
律にも、明らかに「農業総生産の増大
こういう字句を使って強調をしておら
れるのでありまして、そのためには、
農地の開発といふことは非常に大事で
ありますが、これは異論がなからうと
思ふ。ところが、それに関するどうも
思想不統一では、これはなかなかその
調査をするにも計画をするにも工合が
ひとり田に水稻を作る場合だけ排水が
必要であり灌漑が必要であるとは思ひ
ません。農作物は、いずれでも、排水
も灌漑も良好なところで初めて生産が
よく上がるのでございまして、これ
はどうしても、ただ天候のままに、あ
いは水につかたり、あるいは、ひで
りになつたり、こういうことで、農業
生産は上がりません。今日農産物とい

昭和三十六年三月一日 参議院會議録第十号 農業基本法案(開法第四号)及び農業基本法案(衆第二号)(趣旨説明)

三三〇

うものが毎年相当の成長を見つづけるというの、長い間のこれらの事業の成果であろうと思ふのでございます。しこうして、今日、農産物が選択的に生産拡大をやつていくのでありますから、その見地からすれば、田も畑も牧草地も、もはや別は区別はないのじやろ。いずれも排水は良好でなければならぬし、灌漑があつた方がよろしい。

○議長(松野鶴平君) 結論を急いで下さい。

○田中啓一君(統) こういふ見地に立ちますと、一そうこれに努めるべきものと考へますので、どうかこれに關する農林大臣の所見を明らかにしていただきたいと思ふ次第でございます。以上で時間が過ぎましたので、お伺いしたいことは多々ございいます。が、いずれ常任委員会におきまして、詳細に両方の提案者に対して御質問いたしたいと思ふ次第でございます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

農業の重要性は、それが産業として、また食糧の自給度向上の上からも、ひいては國際收支の上からも、最も重要な産業でございます。私は、そういう面のみならず、わが民族の發展の上からも、りっぱな企業として農業を育成していかなければならぬと思ひます。

す。しかるところ、ただいまの状態はまことに寒心にたえぬ、これを何とかしなければならぬというのが私の悲願でございます。私は、農民一人々々の皆に安んじていただくよう、農政はもろろんのこと、財政、金融あるいは産業教育あるいは労働面から、あらゆる努力をささげたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣池田勇人常任委員登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人常任委員) 農業基本法第八條の農業生産の増進の長期見通しの作成は、これはきわめて重大な問題だと思ひますので、私どもの役所で、十分に農林省と協力をいたしまして、形のいいものを作り上げたい、こう考へております。御承知のように、国民所得増進計画におきましては、目標年度における農業生産の姿を想定いたしております。また、この間の農業に關する行政投資についても予定額を掲げておりますが、国民所得増進計画と同時に閣議決定をされました国民所得増進計画の構想におきましては、農業につきましては、この農業基本法の制定及びその実施というものを中軸として、弾力的に運営することになつております。これは御承知の通りでございますので、今後これを実行していきたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣周東英雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(周東英雄君) お答えいたしますが、土地及び水の問題について、どうも計画が少なういんじやないか、やるのかというよりな問題ですが、これは、農業基本法第二條第一項第二号にも書いてありますように、はつきりとそれはうたつております。土地及び水の農業上の有効利用及び開発によつて農業の生産性及び農業の總生産を増大しなければならぬと書いてあります。これに対して、当然、政府はそれに対して、財政上、法制上の義務を負つておるわけでございます。ただ、お尋ねの点は、本年度の予算あるいは所得増進計画に表れた数字等を御心配であります。これは、企画庁長官もたびたびの席で申しておりますように、この計画の一つの参考としてあげておりますので、今後の状態において、將來日本の農作物の需給見通しの上に立つて、ことにまた畜産、果樹等の選択的拡大をするものについて考へてみましても、この第二條第一項第二号の規定によりまして、今後、さらに、土地、水についての拡大開発というものはかかつていきたいと思つております。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 戸叶武君。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 私は、日本社会党を代表し、内閣提出の農業基本法に対する質問を行ないます。

まず池田総理大臣に、農業基本法を作るに至つた動機並びに転換期における日本農業の現状に対する認識、こと

に、その基本的対策に關して、次の三點についてお尋ねいたします。

第一點は、貿易自由化からの影響であります。政府は、日本農業の変化を、農業人口の減少と食糧消費構成の变化との二つの面からみとらえようとしておりますが、直面しております貿易自由化のあらしを、もつと警戒する必要がありますのではないのでしょうか。ケネディ政権の経済政策の指導者たちは、一九二九年の経済恐慌に次ぐ不況との認識のもとに、アメリカの農業政策の立て直しを試みております。

第二點は、農業人口をどのくらいにするか、その位置づけであります。現在、農業人口は三千五百万人、農業就業者は千五百万人、農家戸数は六百万戸であります。池田総理の農業人口六割削減の内容は、はたしていかなるものでありましょか。農業人口は、近年は毎年三十万減つております。石田労働大臣は、農業構造の改革からの農家人口の移動を十年間に二百四十五万人と推定し、また、大衆経済企画庁総合計画局長は、農業就業人口は今後十年間に現在の千五百万人がその四分の三の千百万人に減少するであろうと答えております。この際、各人まちまちの推定でなく、総理大臣、農林大臣、経済企画庁長官、労働大臣御相談の上、政府の統一の見解を承りたいのであります。

第三點は、池田総理の提唱したいわゆる所得増進計画は、農民に關しては、農民の大量の首切りなしには実現困難ではないかという問題であります。所得増進計画の基礎をなす経済成長率九割に對し、農業部門は二・八割であるが、池田総理は、農業の所得の伸びを掛値なしにどのように考へておられますか。十年後の勤労者世帯の家族費が六十万ないし七十万円とする

と、農家は同程度の収入を得るためには百万円からの農業粗収益をあげねばなりません。それには経営耕地面積二・五ヘクタール必要なのであります。政府は、現在では、自立家族経営農家は一・五ヘクタール以上で、これが全農家の一割の五十九万戸にすぎないことを知っているはずで、それなのに政府は、十年後には、耕地面積を二・五ヘクタール以上に拡張した自立家族経営農家を百万戸育成すると言つております。この百万戸の育成された農家の人たちはよいが、残された五百万農家は不安におのかざるを得ないのであります。この機会に、池田総理大臣から、所得増進計画と農民六割削減論とは不可分のものかどうかについて、明快なお答えをいただきたいのであります。

次に、農業基本法の内容は、政府案と社会党案とがまづこうから対立をしておりますので、問題点の數點についてお尋ねいたします。

第一点は、農業生産性の発展と農用地拡大の問題であります。社会党案は、その前文において、「国の責任において、積極的かつ計画的に、農用地の大規模な拡張、土地条件の整備及び共同化による経営の拡大と近代化を促進する」と、新たな農業政策の目標を明らかにしております。これに反して政府案は、他産業の生産性の向上との均衡、生活水準の均衡をうたっているだけで、今後、農業をどう発展させるかの方向を明らかにしておりません。

そこには、農業を他産業の発展にゆだね、農業人口を他産業に吸収してもらおうとする、独占資本に隷属する消極的な態度しか見出せないものであります。日本は人口が多く、国土が狭いのは事実であります。しかしながら、国土開発がおくれているのは、政府の怠慢によるものであります。日本よりも山国であるスイスにおいては、日本の三倍もの農用地があります。社会党は、三十六年度予算の組みかえ案において、国土調査費十億円、農業基盤整備費二百五十億円を計上しております。農業生産組合の助成のための農地造成、土地改良、農地集団化の全額国庫負担は、当然の主張であります。政府案もこれに見習っておく必要があるのではないのでしょうか。

第二点は、農林予算と農業公共投資の問題であります。農林予算が国の予算規模の一割に不足する九・六％で、

所得倍増計画に基づく十年間の公共投資が農業には十六分の一しか振り向けられないのでは、どんなお題目を政府が並べてみても手の打ちようがないではありませんか。社会党案は、「国は農業計画の実施に必要な予算を確保し、その使用の効果を高めるよう努めなければならない」と規定づけておりますが、政府案も、このことに關しては、国の責任をばかすことなく、もっと明確に規定づけるべきであります。

第三点は、政府は日本農業の重点をいずこに置くかの問題であります。先ほども農林大臣は、従来のような米麦依存の強過ぎる農業、及び、零細で、しかも分散している耕地における非効率な農業を克服して、生産性の高い農業、今後需要の伸びが大きく見込まれる畜産、果樹作等の成長財生産に重点を置いた、すなわち公益性の高い農業を目ざした諸政策を展開すると断言しておりますが、三十六年度予算のどこにその意気込みが具体化されているのでありましょうか。草地改良達成等の事業に六億三千八百万円、肉畜の導入と飼料共同化施設の助成に二十二億七千万円、そして農業所得の五・八％を占める果樹農業の振興費はわずかに四千万円にすぎません。これでは枯草の間からやつとフキの芽が出た程度ではありませんか。

第四点は、貿易自由化から直接打撃を受ける畑作地帯農民の麦作転換の問題であります。丘作地帯の多い関東地方の農民にとっては、まさに死活問題で、茨城に次いで、栃木、群馬、埼玉等の農民が相次いで動揺しつつあります。政府は、大麦、裸麦は、食糧としての需要が年々大幅に減退しているから、これを小麦、粟、テンサイ、飼料作物、果樹への転換を積極的に推進する方針だと言っております。そして政府は、三十六年度の予算案に、大麦裸麦転換対策として四十億円を計上しておりますが、一体この対策は応急措置なのか、それとも恒久対策なのか、冷静に承知したいのであります。政府は、今後貿易自由化のあらしの中か

ら、小麦、粟、テンサイ等を守り抜き、国際競争において、品質、価格ともに打ち勝ち得るとの確信と見通しがついているのでありましょうか。麦と砂糖との差別でもわかるように、政府の保護政策は不明朗な点が多々あります。この機会に真相を明らかにしていただきたいのであります。

第五点は、自立経営農家の育成か、農業経営共同化の促進かの問題であります。これが農業基本法をめぐる政府案と社会党案との性格論争の焦点であります。政府案では、自立経営農家の育成が農業基本法の根幹となっており、保守党の農政は、今までも三割農政と呼ばれておりました。それは、三分の一の、一握りの富農層しかその恩恵にあずけられなかったからでありま

す。政府は、与党である自民党に圧力をかけられ、この三割農政の伝統と既得権を農業基本法の中にまで持ち込もうとしているのであります。農林省も経済企画庁も、農業の生産性、所得が、非農業に比べて低いのは、農業の経営が家族労働の零細農耕であるからと正直に指摘しているのではありません。それにもかかわらず、政府は、自民党の圧力に屈し、農業の二重構造を解消し、その停滞性を救おうとする見識と勇気を欠いているのであります。政府は、旧態依然とした家族農業経営尊重の名のもとに、自立経営農家中心主義を堅持し、農業経営を、家族を主体とする家族経営と、複数の家族経営からなる協業にとどめようとしております。政府の持つ青写真の中には、農業経営の規模の拡大と共同化が描き出されておりますが、現実には、この青写真とは逆のブレーキがかかっているのでは、大型機械の導入も、共同施設の拡充も、農業の近代化も、なかなか困難なのであります。社会党案は、農業経営の近代化、共同化に積極的であり

ます。国をして農業技術の改良を促進させるため、試験研究施設を充実させ、その成果の十分な活用をはかり、これと結びついた指導普及事業の機構を、各地に、農業サービス・センター、国营農業機械ステーションとして設置し、これを推進することになっているのであります。

第六点は、農産物価格支持の問題であります。主要食糧の価格安定とその管理方式について、政府の農業基本法は、第十一条において、「国は、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正する施策の重要な一環として、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮して、その価格の安定を図るため必要な施策を講ずるものとする。」と、一番重要な点を「必要な施策を講ずる」との抽象的な文字でごまかしております。政府は、二月四日発表の政府原案においては、「特に必要があると認めるときは、当該農産物の政府の買い入れおよび売り渡しによる価格安定のための施策に代わるべき施策」の文字があったのであります。いかなる理由でこれを削除したのであります。政府が、米麦の統制を徐々に解き、主食の食糧管理制度を解体しようとする意図を持って

いるとすれば、きわめて重大な問題でありまして、この点に關しては、特に農林大臣の責任ある答弁を求むる次第であります。

第七は、農村の青少年の就業と、農業生産に従事する人たちの最低賃金制の確立とも言うべき、生産費所得方式の農民の最低賃金制の問題であります。池田総理及び農林大臣にお尋ねいたしますが、今春は、農村の中学校、高等学校を卒業した青少年の就職は、はたして順調に進んでいるのでありま

昭和三十六年三月一日 参議院會議録第十号 農業基本法案(附法第四号)及び農業基本法案(衆第二号)(趣旨説明)

しょうか。よし進んでいるとしても、最近の雇用の状態というものはどうなっておりますか。農村から供給される労働力は産業予備軍的な役割を果たし、いつまでも臨時工、見習工的取り扱いを受けていては、農村の青年にとってはたまらないのであります。農村に暗さをなくさせるために文化を普及させ、封建性の強い家族制度の中から農村婦人の地位を向上させていかなければならないという問題もあります。が、家族経営の名のもとにおいて奴隷化されているところの婦人労働に対して、今後いかなる手を差し伸べるか、このことも承りたいのであります。

最終的な結論として、私は、一九五六年に西ドイツで、当時の食糧農林大臣、今の大統領のリュベック博士と、農業基本法を中心に、長い間会談する機会がありました。あれ以来すでに五年の歳月が流れております。日本で農業基本法が国会に提出されるに至ったことは、まことに喜ばしいことであります。が、しかし、問題はその内容であります。政府の農業基本法は、率直に申し上げまして、いまだ、つづり方教室の作品の領域から出ておらないのであります。むしろこの際は、四年にわたって検討を重ねてきた社会党案の方が、はるかにこれにまさるものがありますので、従って、超党派的な立場から全面的にこれを取り上げ、政府案をすみやかに撤回する方が賢明で

あろうと信ずるのであります。(拍手)特に、われわれが農業基本法をめぐって考えるのは、この席に、かつてドイツ復興の指導者エアハルト博士が参りましたときに、日本の経済政策に率直に批判を浴びせた言葉であります。第一に、日本の労働賃金の安いこと、さらに労働賃金よりも農民の所得が安いこと、この点を指摘しまして、完全雇用の体制を作り上げ、社会保障制度を確立し、働く農民、労働者の生活の安定の上に立った生産の意欲、この大衆購買力が生産を刺激し、経済を拡大し、発展させていくのだと警告された言葉であります。ドイツにおいて農業基本法が作り上げられたときの動機は、地方におきまして、工場に働く労働者と農業に従事するところの労働者の所得に三〇%の開きがあったことが問題になって、その出発点となったのであります。が、日本の今日における都市と農村との所得の違いは三対一であります。農民は、都会の人々から見れば半分も所得が得られていないのであります。ドイツにおいては、一方は一万円とる場合に、片方が七千円しかその職場によってとれないというのが問題になって、その均衡がうたわれたのであります。日本においては、一万円と三千三百円の違いであります。四割近くの農民は一八%の国民所得しか得られていない。この現実を直視して、日本におけるところの立ちおく

ている農業をどうやって高めていくかということとは、きわめて重大な問題でありまして、所得倍増のイリュージョンによって、貧しき者も富める者になったかのような錯覚を与える前に、現実的に、日本における完全雇用の体制を作り上げ、最低賃金制を確立し、立ちおくれている農民に対しても、資本がなくとも生産に従事できるような体制を作り上げることが、先の問題ではないかと思っております。そうした意味において、われわれは、この世界的なあらしの中であって、昭和四年以来、あの経済不況の中で山本宣治氏が殺され、テロリズム、ファシズムの波瀾が戦争への道を開いたのであります。が、われわれは、この経済的な波瀾の中であって、委員長淺沼氏を失いましたけれども、このあらしの中において、政府と結託するやのような暗さを持つテロリズムとファシズムの波となたかっていることは、ほんとうに立ちおくれている農民の生活を防衛し、希望を与える以外にはないのであります。が、われわれの農業基本法は、あくまでも建設的であって、内容を盛って政府に対決を迫らんとするものであります。から、政府においても、まじめに答弁されんことを期待する次第であります。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、農産物の自由化の問題でございます。ただいま政府は貿易・為替の自由化につきまして、一定の方針をきめて進んでおりますが、農産物につきましては、その産業の性質から申しまして、私は全部を直ちにという気持は持っておりません。農業が十分立ち行くようになってから考えるべきことだと思っております。外国におきましては、農産物につきましては、完全自由化をしておる国でも、相対的な制限をいたしておるのでございます。ことに、わが国のような国柄では、農産物を直ちに全部自由化するということは毛頭考えていないのであります。

その次に、農業就労人口のことでございますが、これは農業が近代化したとしますと、当然、農業就労人口は減ってくるのであります。十年後にどうなるかという問題につきましては、これは、経済の成長がどういうテンポでいくか、あるいは農業の近代化がどういふふうに進んでいくか、また、農業から非農業への労働移動の条件がどういふふうになり立ってられるか、あるいは工業の地方分散がどの程度進むか、また、兼業がどういふふうな格好になるか、これによりましていろいろ見方があると思いますが、いずれにいたしましても、農業がいつば企

業として成り立ち、他の産業と歩調のとれたものになる上におきましては、相当就労人口が減ることは事実でございます。どの程度減るかというところは、先ほど申し上げました五つの条件の達成次第によるのでございまして、私は、数字そのものにとらわれるよりも、ほんとうにいつばな農業として成り立つように、前に申し上げました条件を作り出すことが一番だと考えているのであります。農業の生産性は、御承知の通り、他の産業に比べて比較になりません。お話の、あるいは二・八%、あるいは三%、あるいは三・二%と、こう言っておられました。こういたしますと、十年たつても五割はどうかという問題でございまして。従いまして、農業の全体の生産というものは、そうふえません。他の産業のように、倍とか倍半にはなりません。農業就労者の所得を上げるのには、五割しかふえない、五割程度だということになれば、しよせん近代化して就労人口が減ってくるのが一人当たりの農民の所得をふやすゆえんでございまして。これはだれが考えても同じこととございまして、私は、原始産業の生産性の状況から申しまして、当然就労人口が減ってくる、その減り方は、これからの近代化、あるいは労働条件、あるいは工業の地方分散等々によって考えらるべきであると思っております。

また、農村青年の就職の状況でございますが、最近の経済成長によりまして、農村の青年の就業状況は非常によろしゅうございます。また、われわれといたしましては、農村に、職業訓練所、紹介所を昭和三十五年にも十数カ所、三十六年にも十八カ所ふやしまして、農村の青年の就職、職業訓練には万全を尽くしている次第でございます。(拍手)

〔国務大臣周東英雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(周東英雄君) お答えをいたします。

第一点は、どうも政府の出した農業基本法で、家族経営を中心とする企業形態を原則として推進することだけでは近代化ができないじゃないか、社会党的ごとく、協業化でもって全農民を法人的に進める方がいいのじゃないかというお尋ねであります。私も、先日、衆議院でもそういうお尋ねがあり、ことに、これはすぐとはおっしゃいませんけれども、むしろ大きく近代化するならば、現在の六百万町歩を大体十五町歩平均で持たせれば四十万単位の法人化ができる、二十町歩平均にするならば三十万単位の法人化ができる、徹底するのじゃないかというお尋ねであります。私も、これは、経済の実態に即して、やはり農民というものが、みずから土地を持ってみずから耕したいという意欲を持つのは、やはり農地改革によって小作農が自作

農に変わったというときにおける農家の方の喜びということを私は知らなければならぬと思っております。しかも、各国の例にみましても、やはり家族経営を中心として進めているのが事実でございます。従って私も、家族経営を中心としつつ、その家族経営についての規模の増大等、その他これに資本装備を持たせる方向に向かって十分考えつつ、必要な場合に、業態により、地方により、これが協業化を希望する農家に対しては協業化を助長していくという考えは、実際に合った行き方、決して強制的にと申しますか、一律に法人化に持っていくということとは考えておりません。

第二点でございますが、今後の農村におけるあり方として、高度化する農業経営の大きな着眼点は畜産と果樹にあるのではないかと。その畜産に対してあまり今度は、それは言っても予算も考えてないのじゃないかというお尋ねであります。今後における問題としては、当然私は、農業基本法制定の暁に、各品目についての長期見通しを立て、需給の見通しを立て、それぞれ生産計画に沿って指導していくことが必要でありまして、従って、三十六年におきまして、畜産につきましても、特に意を用いて、多頭飼育というものと、場所によりましては協業を奨励して、それを主軸として、それに資本、装備、高度化によって畜産経営の合理的

化を進めていこうと思っております。畜産に最も大事な生産地を形成するためには、私有牧野改良等について、御承知のように各種の助成金を大きく出して助成をいたそうといたしております。また、果樹の問題につきましても、この国会に果樹農業振興特別措置法案を提出いたしました。これによりまして、合理的果樹園経営の基礎の確立、果樹の流通及び加工の合理化等、それらに対するそれぞれの措置をつけようと思っております。農林漁業金融公庫資金を活用して、果樹植栽に要する資金、これはまあ樹園地の創成とか害虫の共同防除施設というふうなものについての問題を考えておりますが、さらに新しく御審議を願います。農業近代化資金融通法案等によりまして、果樹、畜産等に対して資金の融通を考えております。

その次は、価格の問題でお尋ねであります。ことに主要農産物である米等に対する食糧管理方式を改めて、やめるんじゃないかというふうなお尋ねでございます。このたびは大、裸麦等に関しましては、その現実の需要の減退をいたします状況等を考えまして、これに対しては転換を考えております。それも将来の問題を考えて、大体三カ年計画で転換をお願いするような法制になります。従ってそれらの目標を達しますれば、一応別にこれを恒久的に続けていくという考えはございません。

それまでには、その残った部分については、大、裸麦の新規需要、これは戸叶さんといつか御指摘なさいました、これが新しい方向として、畜産に関する飼料の需給計画の中に一つの新しい方法として考えられないかというふうなことも考えております。そういう形が、大、裸麦に関する生産合理化の進歩によりまして生産コスト引き下げというふうな形ができますれば、おのずからその政策は変わって参ると思っております。それから、米に関しましては、重要な農産物であります。所得の大きな源泉であります。ただいまの制度を今日改廃する意思はございません。

それから次に、農村における青年等の、ことに学卒者が離村するのが多い、これを何とかしてとどめる方法はないのかというふうなお尋ねであったと承知します。ごもつとも仰せであります。今日まで、学卒者が年々九十万程度あるようでありまして、最近ほとんどまる人が二十万前後にまでなつて、他は出ていくという格好であります。しかし、私も、今日、農村の新しい方向として、農業といふものを近代化し、その所得が上がるようにし、農業者の生活水準を高めて他と均衡を得せしめる方向を、新しい法制のもとに進めようと思っておるのであります。その形を推進するということによって、農業に対する意欲というものが

が私は出てくると思う。ことに、私は、そういうことをすることが、今後における農業基本政策、基本法の使命であつて、そこに大きく政府は責任を持つようと思う。しかも、一面におきましては、離村して出ていく人に対しては、親切に、希望によって、御承知の通り、農業基本法の中には職業の訓練とか技術訓練とかいうようなこと、あるいは農業委員会等の活動によって、今日考えられております就職あっせんの問題等、また雇用事業団等の設立によりまして、労働省当局とも密接な連絡をとりつつ、そのあつせんをする、そういう形をとりつつ、動きつつある農村労働力の移動というものは、これは客観的事象であります。これについては、私も、これは積極的に、親切に世話をすることが、これは農村対策でもあり、新しい雇用の機会を得んとする農業者二三男に対する処置であらうとも考えております。

最後にお尋ねの、社会党的政策が、むしろ雇用の機会を増大して、完全雇用をやつて、すべてを救うことが必要だとおっしゃいましたが、私はその通りだと思つております。しかし、そのことは農業、農村だけで解決する問題ではございません。池田内閣が大きく所得の倍増計画を立てて、第二次、第三次産業、鉱工業の成長の非常に大きな問題をとらえて、これを高度成長として助成していくという大きな一つのねら

昭和三十六年三月一日 参議院會議録第十号 農業基本法案(附法第四号)及び農業基本法案(衆第二号)(趣旨説明)

いは、そういう完全雇用の問題をねらつておるわけでございます。そういう大きく拡大成長する鉱工業方面に農村の流れ出る人口の収容ということも当然考えられるのであります。そのことを、農村の切り捨てとか農家の切り捨てと考えるのは私はいかがなものであらうかと考えます。(拍手)

〔国務大臣迫水久常君登壇、拍手〕

○国務大臣(迫水久常君) 御質問中、私の所管事項に關します事項は、自由化と農業の關係及び所得倍増計画の進行過程における農業就業人口がどう変わるかというような点があつたと思ひますが、この点につきましては、先ほど總理大臣からきかれて詳細にお答えがございましたので、私、さらにそれ以上つけ加えて申し上げることはございませんで、御了承をお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 農業予算についての御質問がございましたが、本年度の農業関係予算は御承知のように千八百七十二億円であります。前年度に比較して四二%、五百五十三億円の増加となっております。従つて、その内容も、農政の示す新しい方

向に即しまして、農業生産の選択的拡大等の施策には特に十分の配慮を加へたつもりでございます。農業近代化の促進は、何といつても、予算措置よりも金融措置を特に有効として必要とする問題でございますので、本年新たに農業近代化資金というものを創設しまして、農業の系統資金を三百億円活用する、それに加えて農業関係の金融機関の融資額を大幅に拡大するというような措置をとりましたが、本日の基本法、この趣旨によりまして、ここに示されているいろいろな諸施策についての金融的予算的な措置は、今後政府として十分に配慮することにしたといふと考えております。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 東隆君。

〔東隆君登壇、拍手〕

○東隆君 私は、民主社会党を代表して、ただいま上程されている農業基本法案について、主として政府に対し若干の質問をいたします。

第一点は、農地法の改正の重点はどこにあるか、農協法の改正の重点はどこにあるかということでありまして。私は、日本農業が曲りかどに來ており、これに対して農業基本法を制定して日本農業の方向をきめるに際し、農地法の改正と農協法の改正が基本になると

考えるからであります。しかし、この両法案の提出はなぜかおくれましたが、これは農業基本法案と一括上程されるべきものと思つたからであります。現行の農地法は、自作農主義という小農維持政策を一步も出ておりません。経営規模の拡大ということは、農地法と農協法の大改正によつて初めて実現するものであると考えます。政府の言うがごとく、家族農業に基盤を置いて、在来の通り小農の育成維持に努めるならば、経営規模の拡大の諸施策は、事ごとに壁にぶつかつてしまはずであります。

〔議長退席、副議長着席〕

これは、現在の農業、すなわち自作農主義の小作農維持政策の「から」を破るものではありません。また、自立農業になるためには、経営面積も擴張する必要がありますと同時に、協同の組織を活用して、農地の集団化、資本の受け入れ態勢の確立、労働力の提供等、経営規模の拡大が必要であります。これは家族農業経営の基盤をゆるがすものであります。まさに、経営規模の拡大ということとは、家族農業経営以上のものを目ざしているはずであります。また、これなくしては、農業と他産業との格差をなくすることはできないはずであります。政府は自作農主義という

小農維持政策の農地法をいかに改正して善処されようとしておるか。また、協同化を進めることにも消極的に見えるが、本法所期の目的を達するためにいかように農協法を改正するつもりであるか。この二点につき、まず明らかにされたいのであります。

第二点は、経営規模の拡大のため、農地の開発を積極的に進めるべきではないかということでありまして。この点については、政府は、貿易の自由化、数年来の米の豊作、食糧会計の赤字等に懸念されて、農耕地の造成にきわめて消極的でありまして。このよつて來たところをたずねるのに、総合企画官庁である経済企画庁に出發しているようでありまして。すなわち、農業基本法を樹立するにあたり、政府、与党の主張は、所得倍増計画に關連して、米の消費増の見通しを停滯的に観測をされていることでありまして。しかし、現在の国民の低所得水準からは、米の消費の増大も考えられるのであつて、人口増と相俟つて、米の消費の絶対量は減少するとは考えられません。従つて、経済企画庁長官は、この際、需要の停滯的観測をした計算の根拠を明らかにされたいのであります。すでに、主食である米の主産地は、新潟を含む東北、北海道に移行しつつあるの

であります。日本の西南地方の米作は減少の一途をたどっているものであります。この一事から考えても、一毛作地帯の経営規模の拡大は、まず面積の拡大に重点を置き、積極的開発を要するのであります。この間の事情を農林大臣は十分御承知であらうと思ひますので、この際、企画庁の笛吹きにおどつて、大蔵省が得たりかしこしと、農地の造成についての予算要求に斧鉞を加えているのではないかと考えられますので、この間の事情を、企画庁長官、大蔵大臣、農林大臣から明らかにされたのであります。

第三点の質問は、政府は協同化についてきわめて消極的に見えますが、日本農業の進展をするためには、これ以上の妙手はないと思ふのであります。自主的な協同組合の組織は、コルホーズとは完全に違ふのであつて、これをばはむ思想の方が危険思想であります。政府は、この際、農業協同組合の自主的統制を強化するために、農業協同組合法第十九条の二項のただし書きを削除する意思はありませんか。これは占領下における農協法制定の際の遺物であつて、戦後十五年、日本は農業基本法を制定して、農業の飛躍的發展を期待しているのであるから、農業協同組合の武器である自主的統制を強化す

るため、専断利用をして最も効果あら
しむるに、この際、法改正をすべ
きであると考えますので、協同化に対
する政府の所信にあわせて、このこと
についてお伺いをいたします。

質問の第四点は、農業経営のしない
手である青年の離村の傾向をいかにし
て食い止めるかということでありま
す。日本農業は、婦人と老人によつて
営まれているといわれております。経
営規模を拡大して青年に希望を持たせ
るにしても、基本になるのは青年の教
育だと私は考えます。従来のようなや
り方では、農村に残る者は、伝統的農
業を続けるほかに手はないと思いま
す。農村のインテリが、お医者さん
と、坊さんと、神主さんと、巡査と、
学校の先生では、農業の発展はないと
思ふのであります。この際、農村にと
どまる者は、長男とは限りませんが、
長男教育について、農林省も文部省も
真剣に考へべきときに到達している
と思うのであります。在来の方法では問
題にならぬと思うので、いかなる方
法、いかなる手段によつて、長男教育
をし、農業経営の優秀な手にす
るか、農林、文部の両相から抱負並び
に所見を伺いたないのであります。

第五点は、他産業に転ずる者に対し
て、国はいかなる方途を講ずるかとい

うことで、これは特に総理からお考え
をお願いするのであります。首相は、別
の機会に、都市工場等において、ある
いは第三次産業において、十分に受け
入れ得る余地があると樂觀されてい
るようなお話をされているのでありま
す。しかし、不況になつても農村に再
び帰つてこぬように、転業する者に対
する徹底した産業教育を、この際、国
においてなし、安定した生活をせしむ
る必要があると思ひます。手放して首
相の樂觀論によつて、農村の者は、自
分たちの近親の者を、都市工場鉱山等
に送り出すことはできないと思ひま
す。転業者の受け入れ側における態勢
を早急に確立するには、各省の協力が
必要だろふと思ひます。従つて、これ
らについて総理の所信をお伺いをいた
します。

第六点は、農林大臣に伺うのであり
ますが、政府の言う農業生産の選択的
拡大といふことは、国の責任を農業者
に転嫁することであつて、冷酷なやり
方だといわなければなりません。過剰
生産による価格安その他も農家は泣き
寝入りをするよりほかに道はございま
せん。

〔副議長退席、議長着席〕

われわれは、農業団体をして自主的な
調整を、生産より流通に至るまでさせ

るにあらざれば、農業従事者の所得は
常に危険にさらされていふと考えま
す。この際、農業協同組合等の団体を
して、生産から出荷まで自主統制を
し、計画的拡大生産を進める考えに切
りかえるべきであらうと考えますが、
選択的拡大がいわゆる倍増にいかよう
に善転するのか、農林大臣から明らか
にされたいのであります。

第七点は、農産物の価格支持政策を
われわれは前面に出すべきであるとい
う主張を持っております。政府の価格
決定の底流をなすものは需給均衡であ
ります。また、貿易の自由化を前提と
して作物の選択的拡大生産を主張され
ているのであります。これは価格変
動について政府が責任を持たぬといふ
ことになりそうでありまして、この際、
生産費補償方式による価格決定をする
とともに、主要な農産物については、
政府の買入れ売り渡しをなすべきで
あると考えますが、政府はなぜ需給均
衡というよりなからくりによつて農家
の所得を不安定なものにするのか。農
林大臣、大蔵大臣、両相から真意をお
聞きたないのであります。

第八は、農産物の市場をいかに整備
されるかということで、農相から所信
を承りたいのであります。農産物の生

産農家の手取りは末端の消費者価格に
比して驚くべき開きがあります。この
姿を続ける限り、農業者の所得の格差
はいよいよ大きくなると見なければな
りません。われわれは、産地の生産市
場は協同組合の組織にやらせるべきで
あるし、中小都市の市場については、
農業従事者の団体が市場経営に参加す
べきであると主張いたします。また、
中央卸売市場はもっと公営化を強化す
る必要があるし、小売市場は農業従事
者の団体と消費者団体の連携を促進
し、モデル市場を作ること主張いた
しております。農産物の市場をいかに
整備されるか、この際、政府の所見を
お尋ねいたしまして、私の質問を終わ
ります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し
上げます。

農業基本法の制定に伴ひまして、農
地法あるいは農業協同組合法、こうい
う法律の改正をもくろんでおるのであ
ります。近日提案を申し上げたいと思
ひます。

なお、農耕地の造成を何もおろそか
にしておるわけではありません。われ
われは、農産物の増産の上からこの点
は従来通り考へておるのであります。
御質問の、他産業に転ずる者に対し

て適当な措置を講ぜよ。——これは農
業近代化の一つの条件でございます。

農業から非農業に労働移動する場合
に、これが円滑に行なわれるかどう
か、いい条件を作り出すかということ
が農業の近代化に必要なことでござい
ますので、われわれといたしまして
は、工場の地方分散とか、あるいは交
通道路の整備とか、あるいは職業紹
介、職業教育、こういう各方面の点か
ら他産業へ円滑に移るよう措置いた
したいと考えております。(拍手)

〔国務大臣周東英雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(周東英雄君) お答えをい
たします。

第一点は、政府の考へております
農業基本法では小農経営を維持してい
くのじゃないか、すなわち家族経営と
いふものを中心として考へることは小
農経営以外の何ものでもないというよ
うなお話でございしますが、家族経営、
しかも自立し得る農家を形成し育成し
ていきたいというようなことは、従来
のよう小農経営をそのまま認めると
いうような趣旨ではございません。こ
れらに對しまして、私が先ほど申しま
した日本の農村の実情、また、農家の
意欲というものから考へまして、やは
り家族経営を中心とした形を原則とし

て、その家族経営に対して、機械化あるいは技術の改善指導、また、その持つ農業生産基盤の拡大をはかつていくということでありまして、これは別に従来のような形の小農をそのまま残す意思ではございませんから、御了承を願っておきたいと思ひます。

次に、農業協同組合をしつかりと活用することはどうか。ことに協業の問題について消極的であるが、積極的に協業を進める手段として農協をしつかりと使つたらどうかというお尋ねでございます。それに関連して、協同組合法第十九条第二項の削除ですか、ただし書きをつけるというようなことはどうかというようなお尋ねでございます。私も、ただいま申しましたように、この協業とかいうことは、近代化あるいは技術の改善高度化ということに関連して必要になつてくる部面が相当あると思うのです。それらに對しましては、先ほども申しましたように、やはり農家の自主的な意思に沿つて、希望のあるところ、ないし希望のある業態、また、全部協業必ずしも適当でない場合には、一部協業という場合が起こるでしょうから、そういうことは助長していくつもりでございます。その際において農業協同組合法を

改正して、その中に農業生産組合といひますか、農業生産法人のできることを規定するつもりであります。

さらに十九条二項の問題でございますが、これはおそろく、専属利用契約を結ぶことをもし組合員が拒んだ場合は、組合員に対しては、組合員の利益の享受をとめるというようなことを除いて、例外的にこれを救つていく規定だと思ふのです。これはむしろ私は、こういうことをやめさしてもらつて、一本に農業協同組合を使うようにせいと、こういうことらしい、お尋ねはさうだと思ふのですが、これはやはり、あまりに人権といひますか、そういうものを阻害することになるのじゃないか。東さんのお尋ねとしますと、ちよつと奇異に感じたのですが、むしろ農業協同組合は、組合員の自由意思によつて設立され、これを利用するということ、全面利用というよりなことは、組合精神の指導調整に基づいて全面利用するということに持つていくべきであつて、法制上これを全面利用をしなければいけぬのだ、それを拒んだ場合においては組合員としての待遇をやめるというよりなことは、私はかえつておかしいのじゃないか、こう思つております。

それから、ただいまのお話では、選択的拡大は、国の責任を農業者に押しつけるのではないかと。お話を聞きますが、それは非常に違ひであります。私も選択的拡大というのは、将来の需要の見通しの上に立つて、需要のあるものを、売れるものを選択して作らしていきつう指導をしていくわけでありまして、これはあくまでも農業者の自主的立場に立つて考えていきたいと思ふのであります。その見通しについての指導、目標を与えることを政府は考えていつてよろしい、こういうふうに考えております。従つて、また、それに関連いたしました、選択的拡大なんかやるよりは、農協が初め生産計画を立てて生産をし、また、出荷調整をしていく方がいゝんじゃないか。——これは大賛成です。一体、農業協同組合が今日までぐずぐずするうちに手を出さなかつたのが私はおそれていると思う。農業協同組合は、弱い農業者の団結によつて生産調整をし、出荷調整をし、有利に生産物を販売するということではないならぬ。それが本来の使命だと思ふ。

ただ、生産調整というものは強権を用いるわけにいきません。しかし、おやそ青果物については、東京市場、大阪市場で、どこの府県から何を出しているかといふことは、一年の統計を見ればわかる。私は、そういうものの統計を利用し、年々増加する伸び率というものも考えつ、出荷関係率というものが縦に連絡して、農業協同組合を主体として、およそ生産の調整、自己調整して、さうして出荷調整していくということは当然の使命であり、その点に關しては、私も積極的助成に助成してやるつもりでありますから、お話を、むしろ農業協同組合がやるべきことをやつていない、こういうふうな思ひであります。私は、むしろこれを積極的に今度はやつていただきたいし、各方面について必要な助成の措置を講ずるつもりでございます。

それから、農村青年の離村対策を考へねばいけないじゃないかというお話、この点は先ほどもお答えいたしましたように、今日までのような状態でございますと、農村から出ていくと、放棄するといふ人も出てきますし、放業するといふ人も出てきます。ただ、そちらへ出て行く方が、常に農村をきつて出ていくといふことでなくて、先ほど申しましたように、鉱工業その他の大きな成長を控えて、各方面に向かつて職を求めて出るといふことは、必ずしも私は悪い面ばかりではないと思ふ。ただその結果、農村にしっかりと青年がとどまらないといふことに対して御心配の点は、同感でございます。しかし、先ほど申しましたように、学卒者におきましては今日まで二十万程度にとどまつておるし、さらに農業研究青年の研究団とか、あるいは4日クラブというふうないろいろな青年団がすでに全国に百万もありまして、それらはしっかりと今後の農村をねらつていくという気魄を見せております。そういうよりな形のもとに、政府は新しい農業基本法を作つて、今後の農村農業というものをよりよいものに育てていく、ここに農村の青年の魅力を持つてもらつて、さうして今後進めていきたい、こういうふうに考えております。

最後の質問は、農業者が市場に参加したかどうかというよりなことであり、農業者は、お話の通り、売り手として必ずしも有利な立場にないといふことはお話の通りであります。従つて、私も、今日は取引の円滑をはかるために、卸売市場とか校肉市場等の市場施設に対する整備という点についてやることはもちろんやつて参りますし、また農産物市場に對し、また水産物市場に對し、市場の通報機関と

いろいろを置かせて、市場における情報をしつかり把握して、これを関係農村に知らせて出荷調整をさせることが必要であらうと思ひます。同時に、そのことは、あなたの先ほどお話になった農業協同組合にしっかりと力を養成して、市場の調査、あるいはそれに対して出荷調整をするというよりな力を養っていくことが必要であらう、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣迫水久常君登壇、拍手〕
○国務大臣(迫水久常君) 国民所得倍増計画におきましては、米と麦の需要を目標年次において推計をいたしておりますが、その方法は、国民一人当たりの所得の成長率と所得の弾性値を使ひまして計算をいたしております。それによりまして、米の消費量は大きく

変わりますが、小麦は約一割減ります。大麦及び裸麦は約八割の需要の減少がある。これは食糧としてでありまして、ただ、大麦、裸麦につきましては、畜産の飼料としての需要は急激に増加するものと見込まれますので、結局、人口の増加を計算に入れますと、総需要におきましては、米では約一割の増、麦は三麦合計でおおむね一割程度の減を見込んでおる次第でございます。

す。しかし、これは所得倍増計画ではこういうふうに見込んでおりますが、この点につきましては、ただいま御審議中の農業基本法の第八条によりまして、需給の長期の見通しを立てることになっておりますので、その作成に際しましては、さらに十分検討をいたしてみたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕
○国務大臣(水田三喜男君) お答えいたします。

第一の御質問でございますが、農業基盤の整備費は、本年度は昨年度の予算より約二割を増加いたしました。四百六十三億円を計上した次第でございます。農地開発に特に消極的であるというところはございません。

それから、価格支持制度の問題でございますが、現在各種農産物約七〇％にわたつてこの価格支持制度がとられておりますが、いずれも生産費のほかに、需給事情その他経済事情を参照してきめることになっておりますが、結局、市場を流通する品物の値段について合理的な水準をきめようという問題でございますから、ただ生産費だけではなくて、国内の需要供給の関係その

ほかの事情を参照してきめるといふことは、きわめて妥当なきめ方であらうと考えております。(拍手)

〔国務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申上げます。

私に対する御質問は、農村の青年が都会地へ逃げていく傾向にあるが、その点が懸念される、どうするんだというお尋ねかと思ひます。この点につきましては、すでに農林大臣から答へましたように、何と申しましても青年が農村に居つきたいという魅力がなければ、何としてもとどめ得ないと思ひのであります。それは結局、農業に従事しておつて、他の産業におけると同様の幸福な生活が送れるという経済的な条件の改善、さらにはまた、農村の環境が文化的に一応青年の魅力をつなぎとめ得る状態がなければいけないと思ひますが、そうするための農業基本法でも

あろうかと思ひます。特に、これを教育の面についてどういう対策を考へるかというところになると思ひますが、基本的には、農業基本法にかかわらず、一般的に世界の風潮でもありますし、また日本の置かれた立場におきましても必要であるところの、科学技術教育

の振興は、小中学校におきましても力を入れていくべきもの、それを通じて、子供心にも近代農業がいかにあるべきかという、漠然たる常識でもけつて、

こうですから手えねばなるまいと思ひのであります。さらに高等学校におきましては、特に農業高校において、今までの教育内容では、今後の農村に負荷される近代化ないしは合理化というものに必ずしも応じ得ないだらうと思ひ

われしましたので、すでにこの農村基本法以前の問題として、新しい教育課程ないしは教科内容が検討されて、従来よりも、もっと近代的な教育を施そう、たとえば農芸化学の問題にいたしまして、あるいは農産物の加工工業に關する問題にいたしまして、農村に期待し得るような教科を進めていくというところに相なつておるわけでありまして、なお、これは全日制の高校のみならず、定時制ないしは通信教育、特にテレビを通ずる通信教育につきましても、そのことを盛り込んでいくこととしておる次第でございます。

す。なお、社会教育の面につきましても、従来、青年学級あるいは公民館活動を通じて、青年に対するいわば教育の面で自信を持つてもらうための努力をすべきものと心得ております。(拍手)

○議長(松野平君) 千田正君。
〔千田正君登壇、拍手〕

○千田正君 私は、ただいま趣旨説明の行なわれました政府提出並びに社会党提出の農業基本法案に対し、主として政府提出案に対し、若干の質問を行ないたいと思ひ次第であります。

明治以降の日本農業の歴史において、終戦後の農地改革を一つの曲がりかどとするならば、今盛んに言われつつある日本農業の曲がりかどとなるものは、一つには、農地改革を起点とする農業政策の延長線上にあり、二つには、農業生産性の頭打ち、農業所得の減退という事態の解決を内容とするものと考えられるのであります。その限りにおきましては、まことに固期的意義を持つ法案ではあります。その内容がはたしてそれにふさわしい価値があるか否かは、これまた多くの議論の分かるところであります。今かりに、政府側の説明及び多くの論者の指摘するところを聞けば、かつての日本農業の生産力を衰えさせた最も大きな阻害要因であった寄生地主制は、農地改革によって田畑に關する限り打破さ

昭和三十六年三月一日 参議院會議録第十号 農業基本法案(附法第四号)及び農業基本法案(案第二号)(趣旨説明)

れ、さらに第二次農地改革によって自作農主義が確立せられて、わが国の農業は、昭和二十五年より二十七年程度における指数を一〇〇としてみた場合に、三十三年現在で年率三・五%の成長を示しておるのであります。すなわち、それは解放された勤勞農民の生産意欲を向上せしめ、その限りにおいての生産性向上となり、零細農耕制はゆるがなかつたといえ、米麦を中心とする政府の食糧増産政策や現在の農業基盤整備費といったような諸制度に支えられつつ、価格支持政策のもとに発展し、ついには、所得倍増計画のもとに、米について見ても、昭和四十四年度における需要量千三百万トンという政府の見込みに対し、昭和三十五年産生で千二百八十六万トンという目標年次の量に接近するほどになり、かくて相対的過剰生産の危険が云々され始めることとなつたのであります。しかも零細農耕制は依然として改善されることなく、ついに土地生産性の減少を招き、消費水準も、昭和三十年を基準として、都市では一七%の上昇であるのに比べ、農村ではわずか八%の上昇にとどまっているとき所得の格差を増大せしめたのであります。しかして、この現状を打破する活路として

は、生産品目の転換と、その商業的農業の競争にたえられれる農家経営の育成という構造改善によって、農業所得の増大をはかりとするものごとくであります。しかしながら、現在いわれている農業所得の増大といひ、農家経営の改善といひも、結局は、日本における農業体系にメスを入れ、独自の観点から日本農業の再編成を行なうとする経済成長政策の側からする投影であるといふのであります。しかし、成長政策及びそれと農業との関連については、この際それに触れることを避け、むしろ日本経済との関連に留意しつつ農業に内在する問題点をえぐり出し、そこから農業のあるべき方向を見出し、現実的な改革を行なっていくという方法論こそ、現在最も必要なものであると考えらるものであります。第一に、この観点よりしまして法案の容性格を見るに、農業近代化を急ぐあまり、米麦生産中心、農民の土地緊縛性、未開墾農地、社会保障の不完全等々の特殊性ある問題を素通りしていると思われるのであります。またこの点について池田総理大臣の御所見を承りたいのであります。

第二にお尋ねいたしたい点は、将来の農業基本計画をいずれに置くのか、法案には少しも明示されていないという点についてであります。この法案の第一条及び第二条において、政策の目標と施策の項目が規定されておりますが、自作農主義の堅持、自立的家庭経営の育成といつても、今日のように経済の規模が国際的に拡大し、経済事情が激しく変動しているときに、すべての農家が抱く苦悩は、いかなる生産と経営を行なへば自立の目的を達することができるかという問題であります。政府は、育成の規模として、粗収入では百万円、耕地面積では府県平均二・五ヘクタール、北海道では十ヘクタール、家族就労者三人程度を想定しているようであり、この程度で、はたして所期の目的を達成し得るかいなか疑わしい点であります。この疑問にこたえるものは、政府において長期にわたる明確な基本的農業計画を作成し、農業の進むべき道を示すとともに、政府の政策と責任を明らかにしていくこと、これが基本法の骨子であると考えられるのであります。聞くところによりますと、法案作成の過程において農林大臣は、地域別に経営類

型を定めなければならないことになつておつたのであります。が、法案においてはそれさえも削除して、ただお題目を並べて立てているにすぎないことは、まことに了解に苦しむ点であります。これでは、農業近代化、農業所得増大といつてみましても、結局は、異常なほど高い経済成長のもとにおいて、農業就業人口が他の産業に流出減少することによつてもたらされるであろう結果を、みずから勝手に想定したものにとすぎないものであります。政府は何ゆえに、法律の規定で長期の基本的農業計画を明らかにすることをあえて避けようとするのか、この点につきまして、その理由をはつきりと池田総理大臣からお伺いしたいのであります。

第三にお尋ねいたしたい点は、農業就業人口の動態についてであります。政府はその所得倍増計画の中で、農業就業人口について、昭和三十一年から三十三年の三年間平均に比較して約四、五百万人、約四〇%の減少を予想しております。しかし、一方で農家戸数については、専業は半減して約百万戸程度となり、兼業が増加することによつて、農家総戸数は約一〇%が減少するように見込まれているのであります。とにかく現実の問題では、多くの農村ではすでに現在農業の働き手を失ひ、さらに将来の農業にない手を失ひつつあるものであります。この結果、農村によつては非常な手不足を来し、農業労働の高騰に悩み、また就業者の老齢化及び賃の低下が指摘されているのであります。たとえば農林省経済局統計調査部が、昭和三十四年度農林漁家就業動向調査結果中間集計概要として過般発表したところによりますと、世帯員数の流出超過分は六十二万人で、前年度に比べて六万人を上回り、社会的移動のうち、世帯の転出増加に伴う純減少は前年度に比べて約三万人多く、年令別に見ると、新規卒業者が大部分と見られる十九才未満の若年層の流出が大半を占め、前年度に比べて、流出増加率は、十九才以下の四・九%に対し、二十才以上の青年層が一五・二%の大きい伸び率を示し、世帯の地位別に見ましても二、三男その他の流出であることは、ほとんど変わりはないのであります。前年度に對する増加率は、二、三男その他の七%に對し、経営主、跡取りといった基幹労働力がそれを上回る一〇%を示しているものであります。さらに農家の兼業化傾向を示すものとして、在宅者

の移動のうち、新しく勤務についた者の数は二十三万人となり、前年度の十五万人と比べ著しく増加し、性別、年齢別に見ると、男子の増加率が高く、とりわけ二十才以上の青年層が約一〇三%の高い増加率を見せ、しかも、この場合、経営主、跡取りの賃金労働者化も相当見られ、前年度に対する増加率は、二、三男その他の四八%に比べて約九〇%という高い比率を示したとしております。政府は、農業近代化の基調を経済成長下における農業就業人口の転換に求め、これを促し、手放しで楽観しているようであり、一方、成長産業は、みずからの労働力不足を、低賃金でかかる農業就業者の転換に求め、ここに農業就業人口の動態に見るがごとき重大な問題を、ことさらに等閑視しているのではないかと危惧するものであります。

法案は、その第二条第一項第七号において、「近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保を図り、あわせて農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従って適当な職業に就くことができるようにすること」を規定しているものでありますが、しかるに、現実には、前に述べましたように、むしろその反対に進行している

のであって、農業経営を担当するにふさわしい者がほとんど農業から離れ、かわって、しからざる者が農業を担当しつつあるのが現実であります。農業発展のためゆるがせにできないかかる事情についての御所見及び今後の具体的方策等について、特に農林大臣の明白なお答えをいただきたいと思うのであります。

次に、第四といたしましては、作付転換の問題についてお尋ねいたします。この問題は、法案が、ややもすれば抽象的な言葉の羅列に終わっている中で、ただ一つ、今後の農業生産の指導のあり方と、生産品目の内容に触れている、最も大切な問題であります。すなわち、法案第二条第一項第一号において、「需要が減少する農産物の生産の転換」について規定されております。最近、大麦、裸麦の需要減退と政府手持ち量の増大に対処して、政府は、来年度から三カ年間に、大麦、裸麦の作付面積二十五、六万ヘクタールの転換をはかることとし、さしあたり、来年度は十二万ヘクタールを、小麦四万ヘクタール、粟種三万ヘクタール、テンサイ五千ヘクタール、飼料作物二万ヘクタール、果樹その他に二万五千ヘクタールに転換することを計画しているものと見ております。し

かし、内地小麦はその需要面から、粟種は大豆輸入自由化とのかね合いから、テンサイは技術面から、飼料作物は家畜導入等の面から、その実施について幾多の困難性が懸念され、転換が現在のところ、政府の一方的計画としてとどまっていることと相待ちまして、はたして、農村がスムーズにこれを受け入れるか、非常に疑問視するものであります。加えて、より大きな問題は米の作付転換についてであります。

この問題は、主として米を中心主義のもとにおける過剰生産傾向という点からのみ取り上げられ、土地生産性と米麦の関係、米食の習慣等々の要因はすべて除去されて、その上、具体的には、新聞の報道によりますというのと、農林当局が米の作付転換に乗り出し、その対策の検討を始めることになったと伝えているのであります。わが国においては、米作面積は三百三十万町余、総耕地面積の六割に近く、生産額は年間八千億円、全農業生産額の半ば以上を占め、米作農家は五百三十三万世帯、関係する農家人口約三千二百万人と推定され、米作の行き詰まり、作付転換による影響は実に深刻なものであるものであります。今日、基本法案の審議がすでに開始されているとい

う現段階にありまして、全農業生産のうちで最も大きな比重を占める米作問題の推移が何ら明らかにされないままに、商品経済としての農業への脱皮と成長が説かれるということは、先ほど申し上げましたように、本法案にとって最重要な長期的基本的農業計画の設定が欠如している事実と相関連して考えた場合、具体的に池田内閣の農政の根本は一体何であるのか、すこぶる了解に苦しむところであります。米麦の過剰生産が現実の問題として登場し、農家経済の破綻を招来する前に、少なくとも、今日の大麦、裸麦の場合のように、事態が切迫してから買い入れを制限して、いやおうなしに転換に迫り込むような方法を用いるべきでないことはもちろん、生産費及び所得補償方式による米価の支持及び米作の今後の見通しについて、具体的措置など、農林大臣の確信あるお答えを伺いたいの

であります。

最後に、今次二法案の重大性にかんがみ、政府は、いたすらに自説を固執することなく、審議の過程において野党及び各方面の主張を聞き、もって百年の大計を立てられんことを望みます。たしまして、私の質問を終わらしていただく次第であります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

農業基本法は、高度経済成長下におきます農業近代化を方向づける基本法制でございまして、具体的問題につきましては、別個の法案あるいは予算措置によりまして対処する考えでござい

ます。

なお、農産物の需要と生産の長期見通し等につきましては、ごらんの通り、第八条に、政府がこれを定めることにいたしております。また、事情の変更があつた場合にはこれを改定する等、いろいろな点を規定いたしておるのであります。(拍手)

〔国務大臣周東英雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(周東英雄君) お答えをいたします。

農村のしつかりした中堅のところだんだん離村していくということについて、大へんな御心配であります。まあ、私もその点は非常に心配しておるところであります。ただ心配だけしておるというのではなくて、現実には、必ずしも私は悲観してはいない。なほ、今日の状況におきましては、離村の状況も、ただいま御指摘の

参ったのであります。ここに多年の要望でありました農業基本法が草案せられまして、この国会に審議を求められるということになりましたことにつきましては、時間的に多少おくれたといふ感じがないわけではありませんけれども、その労を多とするのにやぶさかではございません。問題はきわめて重要なことでありますので、この法律の審議につきましては、慎重の上にも慎重を期しまして、あとで悔いの残りませんようなしつかりしたものを作るといふことにいたさなければならぬわけでございますので、法案の各条章について詳しくお尋ねをいたしたいのであります。きよりは時間の制約もございしますので、そうは参りませう。私は、以下政府の提案されておりまする原案のうち、重要であると思ひまする数点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

いま最初、この法案の基本的な意義を明らかにいたしておりまする第一条であります。この第一条で政策目標が示されております。結果的には同じようになるかとも思ひますが、この規定から受けままする感じがきわめて強極めであるように思われますこと

が、非常に残念であり、遺憾であります。こういうような表現では多数の農民諸君の期待に沿わないのではないかと、このような感じを持つのであります。すなわち、「国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、即ちして、「農業の発展と農業従事者の地位の向上を図る」というように規定されておる。字句の問題でありまして、小さな問題であるというように思われるかもしれませんが、このことが本法の運用をめぐりまして、積極的に農民の意欲をかき立てていかなければならぬこととございますので、私はきわめて重要なものであらうと考えるのであります。今申し上げますように、「即応し」というこの言葉から受けまする感じは、常に農民は一般経済や国民生活の発展向上に追随をする、それを追いつけていくと、こういうような感じを受けるのであります。これでは農民の積極的な意欲をかき立てるということにはほど遠いのではないかと。

そこで私は、「国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に寄与する」というような規定を設けるべきではないか。字句の問題だといえはそれつきりでございますが、ここが一番重要な目的、意義を宣明しておるところでございます。その点につきまして総理大臣はいかようにお考えになりまするかを、まずもってお伺いをいたします。

その次に、本法の制定にあたりまして、農業者の最も大きな期待をかけて注目をしておりまして、長期にわたって安心して近代化、合理化等に取り組んでいくことのできる政府の財政的な措置であらうと思っております。ともいたしますと、今日までの経過の中におきましては、その年の国家財政の都合で約束されておる財政措置が変更されて、いろいろの迷惑をこうむった苦い経験を持っているのであります。そこで第四条には、「必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ」と、こういう規定がございまして、一応抽象的ではありまするが、政府の責任を明確にされておると思ひます。が、しかし、先刻申し上げますように、今日までの経過の過程におきまして、いろいろの苦難をなめました農民は、抽象的な規定だけでは、なかなか満足、納得をいたしませんので、さらに一步を進めて、「必要な金額を予算に計上しなければならぬ」というふうには、はっきり規定をいたしますれば、そういうような心配も

誤解も解けると思ひます。十二月の初旬に農林事務当局の案として発表されましたものにはそういうように規定をされておったように思ひます。これがいよいよ提案される段階になりますと、今申し上げましたように、きわめて抽象的な文句に変わつてきておる。これでは遺憾だと思ひますが、総理はいかようにお考えでございますでしょうか。私の申し上げましたような趣旨通りにこの抽象的な字句は解すべきであるということとございましてならば、それでもけっこうと思ひますが、いかがでございますでしょうか。お伺いをいたします。

次に、農林大臣に以下四点についてお尋ねをいたします。

第一に、本法の目標を達成するため政策については、第二条に項を分けて、相当具体的に規定をされておるのであります。それらの個々の点につきましては理解し得るのであります。これらの政策の基本となるべきものが欠けているのではないかと思ひます。近ごろややともすると、外国農産物に依存するがごとき風潮を見るのであります。農民を常に不安におのかせておると存じます。そこで、政策の総合的な大前提として、農産物の

国内自給度の向上確保をやるということとを明確に打ち出すべきではないかと思ひます。第二条には、農産物の生産の増大をはかるという表現はございまして、必ずしも私の申し上げたような趣旨に受け取れません。農産物の国内自給度の向上確保をはかるということとを基本的な態度として打ち出しまして、そこから、ここに示されておりますようなさまざまな具体的な政策が導き出されてくるというように表現をいたしますことが、本法の趣旨を達成するためにきわめて重要な要素であらうと思ひますが、いかがお考えでございますでしょうか。

次に、農民の最も心配しておりますことは、今日までの貴重な体験から、豊作貧乏の再現であります。最も皮肉なことは、政府や県の奨励の逆をやれということとあります。そこで、本法は、国が長期経済観測に基づいて計画的な指導奨励を行なうことになっておるわけでありまして、かような不測の不利益を招来することを避け得ることになると思ひますが、農民の脳裏に深く浸透しておりますものは、一朝一夕に払拭することは困難であらうと存じます。もちろん、先刻農林大臣から御答弁のありましたように、農

民の自主的な協同組織によつて、これらの不利に対処しなければならぬことは申すまでもありませんが、政府もまた万全の対策を講ずべきであると思ひます。そこで本法第十一条には、価格安定について必要な施策を講ずることになっておるのであります。その場合の具体的な条件として、生産事情、需給事情、一般経済事情を参酌して安定価格を定めることになっておるのであります。これは、第一条に明示した農民所得を他産業と均衡せしむるという目的を達成することにはならぬのではないかと存じます。どこまでも重要農産物の価格安定の具体的な措置はいわゆる生産費所得補償方式を採用すべきであると思ひますが、御所見はいかがでございますでしょうか。農家の自家労働賃金の正常な保証、すなわち都市均衡賃金をもつて、安定せしめんとする農産物の支持価格を算出するということとございませうければ、他産業との所得の均衡を得るという結論には達しないと思ひます。が、どうお考えでございますでしょうか。

第三に、本法の実施運営は、どこまでも農民の理解と協力によつて自主的に推進されなければならぬと存じます。いやしくも官僚的な命令独断を避けた

ければなりません。そこで、農民が自主的に民主的に組織している各種農林団体の協力と活動を促進しなければならぬと思います。政府もここに意を用いられて、法案第二十四条に団体の整備を取り上げているのであります。ここで意図されておりますものは、農業協同組合等の経営規模の適性化であろうと思います。そのことも、現状にかんがみましてすみやかに解決されなければならぬ重要なことであることについては申すまでもございませ

んが、農山漁村の実態は、零細規模経営者が、山村地帯では農業と林業、沿岸地帯では農業と漁業を兼ねている、すなわちいずれも農林なり農漁なりに従事しておるのが現状であります。これらの農林漁業者が数個の組合に加わしなくてはならないことや、そのために経済力を分散させることや、団体の間に、ともいたしますと摩擦が生じている場合のあることを考えますと、関係者の自主的な判断によつて、農林協同組合とか農漁協同組合とか、総合的な組合あるいは地域的な組合を組織させることが、実態に適合するのではないかと申すのでございします。御所見はいかがでございします。農業協同組合法等の改正が行なわ

れるといたしますれば、さようなことを取り上げるべきではないかと存じます。御所見はいかがでございしますか。

最後に、本法が家族農業経営の発展と自立経営の育成を目指しております点については了解するところであります。これがために、営農の現状に照らし、協業化や共同化が推進されますこともまた当然であります。その結果として、いわゆる農業法人の問題が登場して参る次第であります。ここで考へなければなりませんことは、新たに組織せられます農業法人が、よくその目的を達成いたしますために肝心かなめの要諦は、農業近代化、合理化のために必要な資金の供給のことです。今般新たに近代化資金確保に對する三十億の予算が計上せられましたことは、まことに意を強くするものであります。これが運用の適正と拡大につきましてさらに前進をせしめなければならぬと存じます。特に留意しなければならぬことは、新たに組織されます農業法人が金融上の信用を得るということであらうと思ひます。伝えられますところによりますと、新組織は、有限、保証、無限のいずれでも、組織員の自由選挙に一任する

ということでありますが、いたずらに農業法人の数の多きが能てはありません。真によくその機能を發揮し得るものでなければならぬと存じます。これがためには、現段階における金融界の実情にかんがみ、その組織を無限責任か少なくとも保証責任組織にいたし得ることが、金融上信用を得て目的を達成するゆえにならうと思ひのであります。その組織をきよくにお考えになりまして、その組織をきよくにお考えになりまして、その辺につきま

しての御所信を伺ひをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)
〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) 御答へ申し上げます。
第一条につきましては、農業政策の目標をもつとはつきり出したらどうかという御質問でございしますが、前文にその点は、はつきり出しておるのであります。しこりして第一条の目的は、農業の他産業に對しての不利を是正して、そして農業従事者の地位を向上する、これが第一条の規定する点でございします。お話の「社会生活の進歩向上に即応し」ということを「寄与し」と改めるべきだ、こういうお話でございしますが、この「寄与し」ということは、上に

あります「経済及び社会において果たすべき重要な使命にかんがみ」、農業の重要使命にかんがみというまぐら言葉にあります。そして農業自体も、この国民経済の成長に、あるいは社会生活の進歩に非常に寄与しておるので、私は特に要らないかと思ひます。それから第四条におきまして、「法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ」とこれを「必要な金額を」と改めるべきだというお話でございします。私は、法制上、財政上の方が広くていいんじゃないか。財政上には予算も含みます、従つて金額もあります。いろいろな補助関係の財政措置を、金額だけでやるよりも、広く財政上とした方が農業のためにいいのではないかと私は考へておるのであります。いずれにいたしましても、委員会におきまして詳しくお答えすることにいたします。(拍手)

〔国務大臣周東英雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(周東英雄君) 御答へをいたします。なお、総理の御答弁に補足いたしますが、先ほどのお尋ねの中に、「国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に寄与する」というようなことにしたらどうかということでありまして、これは前文にはつきりそれが

出ております。過去においてかくのごとき形で「国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた」と、その次の項で、これらの使命は、今後とも同様

にこれが続けられていくであらう、ここに期待するということを書いておりますから、御趣旨の点は前文に入つておると思ひます。
それから、第二点のお尋ねであります。が、せつかく法律を作るならば、自給度の向上確保をはかるということを目標に入ればどうか、ごもつともな点であります。これは、私も当然のことだと思つておるのです。国内において、今後における国内の農産物、食糧を初めとして国内における必要の数量というものが見込みを立てられれば、それらをできるだけ国内に置いてまかなうということの目標を立て、それを考へております。当然なことを私も考へております。特に規定を置くほどのことではなからうと思つております。
第三の点、豊作貧乏ということがあるので、一つそういう場合の価格支持政策もあわせ考へていくことが必要ではないかという関連のお尋ねであります。これは、何と申しまして、従来の生産というものは、言葉が少し行き

過ぎかも知れませんが、各地方、各農家におきまして、やや無計画に連絡なく生産が立てられたということもあると思ふのであります。これらはなかなか、やむを得ないことでありまして、全体の、たとえば米がどういうふうな将来の需要の見通しになるか、それならば、全国各府県各農家においてどれだけの作れという計画的生産というものは困難であります。ですから、そういうふうなものについてはやむを得ませんけれども、なおそれ以外の青果物その他畜産物等につきましてもなかなか困難であります。今後の問題につきましても、やはり政府におきまして、将来の全体の需要の見通しを立てまして、これを指導によって農家に作っていただく、その間にありましては、お話もありましたように、これから農業協同組合というものの役割というものは大きな形になって私は出てくると思ふ。それこそ農家の団体であります。それをお互いに、先ほど申し上げたような形で、生産に対して、ある程度計画的な見通しのもとに指導していく。こういうことでいくことが必要だと思ふのであります。これらにつきましても、政府といたしましても、農業基本法の実行にあたりまし

て指導はいたしたいと思ふ。その際に、だから、むしろ作るものについては、生産費所得補償方式を採用して支持するようにしたらどうかというところであります。これは今日、各種のあらゆる農産物が、生産事情なり需給事情が違ふのであります。これらすべて生産所得方式という形でいくということは、実際におきまして無理であります。のみならず、やり方を間違えまして、こういうことで価格支持をすることは、かえって需給に合わない生産が出てくるということが起こつて参ります。その結果は、農家に対しても相当地な不利を招くことになるのではないかと。お話によれば、そういう際は、政府が全部めんどうを見たらということであろうと思ふますが、それはよほど困難なことだと思ふます。生産事情、需給事情を異にするすべての農産物について生産所得方式をとるということは、実際に合わないし、困難な事情であらうと思ふます。今日は、かなり生産所得方式ということが言われていすけれども、まだこれは、一般的に農産物にならされてきた言葉ではございせん。重要な米等につきましても、これは使われてきておりますけれども、ほかのもの一般に使われてないとい

うことは、ただいま申し上げたような事情にあります。そこで私も、できるだけ生産というものの指導は、将来の需要に見合った形において生産を指導し、そして生産されたものは生産者から消費者に至るまでの流通形態におきまして不利のないような措置を講じ、最後に至りまして、重要な農産物につきましても、たとえば農安法によつて支持いたし、また畜産物においてとらうとしてゐるもの、また養蚕価格安定法においてとらうとしてゐるもの等の重要農産物につきましても、従来のような価格支持政策をとるつもりであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長大竹平八郎君。

審査報告書
国有財産特別措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年二月二十四日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体の経営する水道事業の助成に資するため、水道施設の用に供する普通財産を、土地を除き、地方公共団体に對し譲与することができるよう、にしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、本法によつて譲与の対象となる普通財産は、台帳価格で約十五億二千八百八十二万八千円と推定される。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律

正する法律

国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三号及び第四号の場合にあつては、普通財産である土地については、この限りでない。

第五条第一項第三号中「(敷地を除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。

四 地方公共団体において水道施設として公共の用に供すると

き。

第六条中「国有財産法第二十九条及び」を「国有財産法第二十八条第四号ただし書の規定は、前条第一項第四号の場合に、同法第二十九条及び」に改め、「前条第一項第三号」の下に「若しくは第四号」を加え、「準用」を「それぞれ準用」に、「国有財産法第二十九条中」を「同法第二十九条中」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大竹平八郎君登壇、拍手〕

○大竹平八郎君 たいだいま議題となりました国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国有財産特別措置法によれば、地方公共団体が水道施設として公共の用に供するため必要とするときは、普通財産を無償で貸し付けることができることとなっており、現在この規定に基づいて水道施設の無償貸付がなされておりますが、その大部分が旧軍用財産であるため、すでに根本的な改良を加えなければならぬ必要に迫られております。かかる現状にかんがみ、これら水道施設の改良を促進し、その事業経営の合理化を助成するためには、その施設を地方公共団体に譲与することが適当でありますので、本案は、これらの地方公共団体に対し、水道事業の経営が営利を目的とした場合は利益をあげるものでない限り、用途指定をして、普通財産である土地以外の施設を譲与することができることにしようとするものであります。

委員会の審議にあたりましては、譲与対象施設の内容、譲与対象財産から土地を除外する理由等について質疑がなされましたが、その詳細は會議録によつて御承知を願います。

質疑を終わりに、討論採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十八分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君
議員 杉山 昌作君 石田 次男君
牛田 寛君 村山 道雄君
谷口 慶吉君 森 八三二君

柏原 ヤス君	小平 芳平君	杉浦 武雄君	新谷寅三郎君	阿部 竹松君	中村 順造君
田中 清一君	櫻井 志郎君	西郷吉之助君	紅露 みつ君	大川 光三君	占部 秀男君
加賀山之雄君	原島 宏治君	大内 四郎君	石原幹市郎君	鈴木 壽君	大河原 次君
稲浦 鹿藏君	大竹平八郎君	斎藤 昇君	吉武 恵市君	重政 康徳君	龜田 得治君
中尾 辰義君	白木義一郎君	林屋亀次郎君	小林 英三君	加瀬 完君	阿具根 登君
鈴木 恭一君	白井 勇君	寺尾 豊君	大野木秀次郎君	大和 与一君	大倉 精一君
佐藤 芳男君	吉江 勝保君	田中 茂穂君	江藤 智君	西川基五郎君	下村 定君
奥 むめお君	三木興吉郎君	林田 正治君	村上 春蔵君	小笠原二三男君	中田 吉雄君
田中 啓一君	山本 米治君	鹿島 俊雄君	植垣弥一郎君	荒木正三郎君	小酒井義男君
佐藤 尚武君	天坊 裕彦君	青田源太郎君	増原 恵吉君	光村 甚助君	湯澤三千男君
市川 房枝君	堀 末治君	堀本 宜実君	松村 秀逸君	清澤 俊英君	吉田 法晴君
藤野 繁雄君	村上 義一君	松野 孝一君	井川 伊平君	千葉 信君	小林 孝平君
大谷 豊潤君	北條 鶴八君	塩見 俊二君	上林 忠次君	須藤 五郎君	米田 勲君
辻 政信君	千田 正君	梶原 茂嘉君	高橋 衛君	大矢 正君	北村 暢君
太田 正孝君	笹森 順造君	高野 一夫君	河野 謙三君	藤田藤太郎君	相澤 重明君
泉山 三六君	野上 進君	横山 フク君	平島 敏夫君	田上 松衛君	田畑 金光君
山本 杉君	天竺 良吉君	館 哲二君	松平 勇雄君	木下 友敬君	平林 剛君
米田 正文君	岸田 幸雄君	小林 武治君	大谷 賛雄君	秋山 長造君	久保 等君
北畠 教真君	金丸 富夫君	青柳 秀夫君	井上 清一君	永岡 光治君	相馬 助治君
川上 為治君	徳永 正利君	加藤 武徳君	高橋進太郎君	戸叶 武君	椿 繁夫君
仲原 善一君	手島 栄君	小沢久太郎君	古池 信三君	矢嶋 三義君	成瀬 暢治君
鍋島 直紹君	石谷 憲男君	秋山俊一郎君	重宗 雄三君	天田 勝正君	東 隆君
柴田 栄君	山本 利壽君	堀本 謙三君	那 祐一君	松浦 清一君	岡 三郎君
小幡 治和君	佐野 廣君	草葉 隆圓君	一松 定吉君	田中 一君	重盛 壽治君
後藤 義隆君	中野 文門君	木村篤太郎君	野田 俊作君	藤原 道子君	村尾 重雄君
前田佳都男君	最上 英子君	大森 創造君	野上 元君	近藤 信一君	羽生 三七君
上原 正吉君	武藤 常介君	千葉千代世君	山本伊三郎君	内村 清次君	山田 節男君
野本 品吉君	小柳 牧衛君	武内 五郎君	小柳 勇君	棚橋 小虎君	
宮澤 喜一君	谷口弥三郎君	横川 正市君	坂本 昭君		

衆議院議員

北山 愛郎君

國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

大蔵大臣 水田三喜男君

文部大臣 荒木萬壽夫君

農林大臣 周東 英雄君

國務大臣 迫水 久常君

政府委員

法制局第三部長 吉国 一郎君

大蔵政務次官 田中 茂穂君

参議院會議録第九号中正誤

ページ 行 誤 正

一〇五 末行 よります よります
る、と、

昭和三十六年三月一日 参議院會議録第十号

昭和三十六年三月一日 参議院會議録第十号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し、原稿紙は二十円)
(送料別)

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一号 編輯課